

分類	案件名称	契約方法	契約額	所属	契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	指示書 承諾書	急を要する 事実の 発生日	契約事務 審査会 開催日	審査方法 審議資料	作業 指示日	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項			
															契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	緊急性	その他
ア	庁舎管理維持用 区役所2階男子トイレ扉クローザー交換業務委託料	特名 随意 契約	55,000	都島区役所	⑧その他 同年中に類似案件の応札があり、かつ、緊急対応が可能であると見込まれる事業者を3者選定し、見積徴収の確認依頼をしたが2者辞退されたため、履行可能な事業者を選定	⑤1者提示価格	○	2023/8/10	2023/8/17	③個別審議 (選定方法)	2023/8/29	2023/8/17	区役所のトイレは、来庁者が利用するものであり、トイレの出入りの際にドアクローザーが外れた場合、来庁者が負傷する恐れがあり、緊急に復旧しなければ、利用者の利便性、安全性を損なう恐れがあるため。	・契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	庁舎管理維持用 都島区役所地下女子トイレ鍵交換	特名 随意 契約	49,500	都島区役所	⑧その他 同年中に類似案件の応札があり、かつ、緊急対応が可能であると見込まれる事業者を3者選定し、見積徴収の確認依頼をしたが2者辞退されたため、履行可能な事業者を選定	⑤1者提示価格	－	2023/9/5	2023/9/11	③個別審議 (選定方法)	－	2023/9/11	区役所地下1階の女子トイレは1つしかなく、鍵が壊れて使えない状態にある。また、鍵が誤作動してロックされた場合は、閉じ込めが起こる危険があるため、早急な交換が必要である。	・契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	区庁舎設備維持用 天王寺区役所懸垂幕ロープ修繕業務	特名 随意 契約	126,500	天王寺区役所	⑧その他 当区の旗ポールなどの修理で実績がある事業者のうち最も迅速な対応が可能である事業者を選定	⑤1者提示価格	－	2023/9/14	2023/10/2	⑤個別審議 (両方なし)	－	2023/10/10	天王寺区役所正面玄関の懸垂幕（2か所）について、幕をつるすロープが切れ現在垂れ幕を掲出できないことに加え、もう1か所も同様にロープが老朽化し、掲出時に切れて落下するおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、懸垂幕ロープの修繕を実施する。実施にあたっては、旗ポールなどの修理で実績がある事業者のうち最も迅速な対応が可能である契約相手方を特名し、随意契約を行う。	・契約事務審査会において、緊急性や契約相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	地域安全防犯事業 防犯カメラ撤去及び再設置業務委託	特名 随意 契約	110,000	天王寺区役所	⑧その他 庁舎内の他の場所の防犯カメラの設置業務を受注し、迅速な対応が可能であった事業者を選定	⑤1者提示価格	－	2023/12/1	2023/12/11	⑤個別審議 (両方なし)	－	2023/12/18	平成27年3月に関西電力電柱に共架した防犯カメラについて、共架する電柱（真田西8南1）の移設に伴い、撤去電柱から取り外し新設電柱に再設置が必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、防犯カメラの撤去及び再設置業務委託を実施する。実施にあたっては、当区において実績がある事業者のうち、「防犯カメラ（街頭用）（天王寺区役所）一式 買入」（契約日：令和5年11月24日）の契約相手方で最も迅速かつ適切な対応が可能である事業者を特名し、随意契約を行う。	・契約事務審査会において、緊急性や契約相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	天王寺区役所2階防犯カメラ設置業務の委託	特名 随意 契約	104,500	天王寺区役所	⑧その他 庁舎内の他の場所の防犯カメラの設置業務を受注し、迅速な対応が可能であった事業者を選定	⑤1者提示価格	－	2024/3/21	2024/3/25	⑤個別審議 (両方なし)	－	2024/3/25	天王寺区役所2階については、特定の来庁者が迷惑行為を繰り返しており、状況に応じて警察に通報し対処しているところである。当該来庁者については警察官の対応時に暴力を受けたなど事実とは異なる主張を繰り返しており、天王寺警察署から当該フロアに防犯カメラの設置を要望されている。迷惑行為は現在も続いていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、防犯カメラの取付けを行う。実施にあたっては、庁舎内の他の場所の防犯カメラの設置業務を受注（比較見積）し、迅速な対応が可能であった契約相手方を特名し、随意契約を行う。	・契約事務審査会において、緊急性や契約相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	生野区役所庁舎1階男子便所修繕	特名 随意 契約	58,300	生野区役所	⑧その他 今年度の給水設備の点検事業者であるため。	⑤1者提示価格	－	2024/2/20	2024/3/4	③個別審議 (選定方法)	－	2024/3/8	生野区役所1階の男子便所内洋式便器については頻繁に詰まりが発生し、実質的に使用できない状況である。当該便所は最も利用者の多い1階にあり、洋式便所しか利用できない来庁者等の利便性を考慮すると緊急に修繕する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により特名随意契約を行う。なお、契約相手方については、今年度の給水設備の点検業者であり（都市整備局にて一括契約）、当区で過去に同様の修繕実績がある契約相手方と契約することとする。 （補足）当該事業者からは、緊急的な修繕対応ができることを確認済。	・公募型比較見積を2回実施したが不調となった。市民からの苦情が殺到するなど、緊急的に対応が必要な状況であるため、契約相手方のみに申し入れを実施した。 ・契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	庁舎維持管理用 阿倍野区役所1階男子トイレ自動水栓修繕業務	特名 随意 契約	30,580	阿倍野区役所	⑧その他 製造元より紹介を受けた、当区を含むエリアを担当する唯一の指定サービス代行店	④例年と同等	－	2023/4/20	2023/4/27	③個別審議 (選定方法)	－	2023/5/9	1階男子トイレの自動水栓が、コントローラー異常等の不具合により水が出てこなく、正常に使用できない状態となっている。当該場所は、多くの来庁者及び職員が使用するトイレであり、衛生管理上の観点からも、早急に修繕する必要がある。迅速に対応できる修理業者を製造元のアフターサービス部門より紹介を受け、契約相手方（製造元指定サービス代行店）と特名随意契約するものとする。	・契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	庁舎維持管理用 阿倍野区役所3階男子トイレ自動水栓修繕業務	特名 随意 契約	35,750	阿倍野区役所	⑧その他 製造元より紹介を受けた、当区を含むエリアを担当する唯一の指定サービス代行店	④例年と同等	－	2023/9/12	2023/9/22	③個別審議 (選定方法)	－	2023/9/27	3階男子トイレの自動水栓が、センサー異常等の不具合により水が出てこなく、正常に使用できない状態となっている。現在阿倍野区役所ではトイレの改修工事を行っており、2階のトイレが使用不可となっているため、当該場所は利用者が集中する箇所となっている。多くの来庁者及び職員が使用するトイレであることから、利用者の利便性を損なっており、衛生管理上の観点からも、早急に修繕する必要がある。迅速に対応できる修理業者を製造元のアフターサービス部門より紹介を受け、契約相手方（製造元指定サービス代行店）と特名随意契約するものとする。	・契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	庁舎維持管理用 阿倍野区役所1階保健福祉センター側トイレ配管修繕	特名 随意 契約	502,700	阿倍野区役所	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	－	2023/4/27	2023/5/10	②個別審議 (緊急性)	－	2023/5/22	阿倍野区役所1階の保健福祉センター側のトイレにおいて、排水が正常に行われておらず、配管のつまりを解消させるため令和5年2月11日（土）に配管洗浄作業を実施した。その際、配管の一部に樹木の根が侵入していることが判明したため、可能な範囲で根の除去作業をあわせて実施した。しかしながら、令和5年2月20日（月）に再び保健福祉センター側トイレの排水のつまりが発生した。つまりの解消には樹木の根が侵入している配管を交換する必要があるが、当該配管は全体で10m以上と長くすべてを交換するにはかなりの時間と費用が必要となるため、配管内のカメラ調査を実施した上で最低限交換が必要となる配管のみ交換作業を実施することとしており、令和5年3月15日（水）に実施した調査の結果、1mの配管を改修するであろうことが判明したため、今回改めて当該配管の修繕を行うこととする。現在当該トイレの使用を制限しており、区役所業務の運営上支障が生じているため早急な対応が必要である。ついては、上記配管洗浄作業及び根の除去作業及び配管カメラ調査の契約を履行し、当該配管構造を熟知している契約相手方が早期の対応が可能であることから、当該業者と特名随意契約を行う。	・契約事務審査会において、契約相手方の選定に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	区庁舎維持管理用 西成区役所時間外出入口天井金属化粧板撤去業務	特名 随意 契約	399,300	西成区役所	③密接不可分	⑤1者提示価格	－	2023/7/23	2023/7/25	②個別審議 (緊急性)	－	2023/7/25	本業務は、西成区役所の1階時間外出入口前天井の金属化粧板が垂れ下がっている状況にあり、万が一金属化粧板が落下した場合、来庁者及び職員の安全が脅かされる可能性があるため、早急に安全対策として該当箇所について撤去する必要がある。該当エリアについてはコーン等を設置し、立入禁止にするなど可能な限り安全対策を実施しているが、コーン等を乗り越えて該当エリアに入る来庁者がいるため、危険な状態である。また、立入禁止にしている場所は時間外出入口であるため、本来は時間外に閉鎖している出入口を臨時時間外出入口にして対応するなど来庁者の利便性や宿直員の業務にも支障をきたしており、早急に対応が必要である。本業務を実施するにあたっては、西成区の包括管理事業者である契約相手方であれば、早急に対応が可能である。以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するため、契約相手方と特名随意契約を行う。	・契約事務審査会の個別審議を行い、都市整備局発注の包括管理業者の保守範囲にあるため、他の業者に対応させると責任の所在が不明確となることを理由に当該事業者と特名随意契約をすると整理し、当該現場の写真を緊急性を説明する審議資料とした。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分

分類	案件名称	契約方法	契約額	所属	契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	指示書 承諾書	急を要する 事実の 発生日	契約事務 審査会 開催日	審査方法 審議資料	作業 指示日	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項			
															契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	緊急性	その他
ア	令和6年能登半島地震に伴う現地派遣職員宿直用寝具の借入（単価契約）	特名 随意 契約	112,728	危機 管理室	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	—	2024/1/21	2024/1/22	②個別審議 （緊急性）	—	2024/1/23	令和6年能登半島地震において、現地派遣職員用の布団のシーツの交換のため、シーツを早急に借入れる必要が生じた。大阪市と契約相手方は「令和5年度 宿直室用寝具一式の借入れ」を締結しており、平常時から年間複数回にわたって大阪市に寝具一式の納入を実施している。このことから、今回の緊急輸送を円滑に実施することのできる唯一の事業者である契約相手方と随意契約を締結するものである。	・契約事務審査会において、契約相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。 ・複数者に対応可否の確認は行ったが、当該事業者を除き辞退された。職員が現地派遣される日程を勘案し、当該事業者と特名随意契約を締結したものの。	—	—	—	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	令和6年能登半島地震に伴う職員派遣に係る人員搬送（単価契約）	特名 随意 契約	4,554,000	危機 管理室	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	○	2024/1/5	2024/1/9	②個別審議 （緊急性）	2024/1/9	2024/1/12	令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災者支援のため本市職員を被災自治体へ早急に派遣する必要が生じた。緊急の必要性により対応できる業者を調査したところ、被災地まで手配可能な会社が契約相手方しかなかった。このことから、今回の緊急輸送を円滑に実施することのできる唯一の事業者である契約相手方と随意契約を締結するものである。	・契約事務審査会において、契約相手方の選定に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。 ・複数者に対応可否の確認は行ったが、当該事業者を除き辞退された。職員が現地派遣される日程を勘案し、当該事業者と特名随意契約を締結したものの。	—	—	—	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	令和6年能登半島地震発生に伴う職員派遣に係る人員搬送（1月11日～12日分）	特名 随意 契約	459,156	危機 管理室	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	○	2024/1/5	2024/1/9	②個別審議 （緊急性）	2024/1/9	2024/1/9	令和6年能登半島地震の発生に伴い、被災者支援のため本市職員を被災自治体へ早急に派遣する必要が生じた。緊急の必要性により対応できる業者を調査したところ、被災地まで手配可能な会社が契約相手方しかなかった。このことから、今回の緊急輸送を円滑に実施することのできる唯一の事業者である契約相手方と随意契約を締結するものである。	・契約事務審査会において、契約相手方の選定に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。 ・複数者に対応可否の確認は行ったが、当該事業者を除き辞退された。職員が現地派遣される日程を勘案し、当該事業者と特名随意契約を締結したものの。	—	—	—	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	スタッドレスタイヤ（小ブレ用）ほか8点買入（災害支援用）	特名 随意 契約	1,084,930	環境局	⑧その他 当局とタイヤの納入実績がある3事業者に即応の可否確認及び見積もり依頼を行い、見積書の提出があった2事業者（1事業者は即応不可）のうち最も安価な見積書を提出した事業者を選定した。	②複数下見積	○	2024/1/9	2024/1/9	③個別審議 （選定方法）	2024/1/10	2024/1/10	本件は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を起因とする災害支援に必要な物品を緊急で調達するものである。環境省及び全国都市清掃会議からの要請により被災地へ支援に赴くにあたり、道中及び現地の道路は、この時期積雪や凍結が予測されることから、支援車両の運行にはスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの装備、搭載が不可欠であるが当該物品を保有していないため、緊急に調達する必要がある。契約相手方の選定に当たっては、当局とタイヤの納入実績がある3事業者に即応の可否確認及び見積もり依頼を行ったところ、2事業者から見積書が提出され、1事業者から即応不可の連絡があった。提出された見積書のうち、最も安価な見積書を提出した契約相手方と随意契約を行うものである。	・契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかったが、口頭で補足説明を行った。	—	—	—	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	災害支援車両借入（緊急）	特名 随意 契約	990,000	建設局	⑧その他 本市有資格者複数者へ確認	⑦その他 本市入札参加資格者名簿（04：自動車賃貸）に登録されている複数事業者に指定日時の出発までに対応可能か電話にて確認を行ったところ、契約相手方のみ対応可能との回答を得たことから当該事業者と随意契約を行った。	○	2024/1/7	2024/1/17	②個別審議 （緊急性）	2024/1/17	2024/1/17	直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、国土交通省が主体となって行う「全国ブロック下水道災害支援」及び21大都市（政令市及び東京都）間での「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に基づき、相互に支援協力することになっている。 令和6年1月1日（月）に令和6年度能登半島地震が発災し、1月7日（日）に大都市へ支援要請が発出されたことを受け、同日、建設局災害対策会議を開催し、翌8日（月）より職員の派遣を決定した。 支援活動について本市公用車および金沢市内で調達したレンタカーを使用しているが、支援活動期間が不明であったためレンタカー借用期間を18日までとした。 被災自治体のニーズを確認した結果、支援を継続することとなったのでレンタカー借用期間の延長について協議した結果、18日以降の延長は不可との回答であったため、金沢市内のレンタカー各社に19日以降のレンタカーの在庫を確認したが、災害支援等で在庫が無い状況であった。 被災地は寒冷地であることから通常のタイヤでは走行が困難であり、被災により道路状況も悪いことから、安全かつ迅速に支援活動を行うには、スタッドレスタイヤを装着した4輪駆動で悪路走行のできる車両が必要となるが、当局には現地で支援活動している車両しか該当する車両が無い。 そのため、大阪市内で調達できないか、本市入札参加資格者名簿（04：自動車賃貸）に登録されている複数業者に18日（木）の出発までに対応可能か電話にて確認を行ったところ、契約相手方のみ対応可能との回答を得たことから当該事業者と随意契約を行うものである。	・契約事務審査会において、契約相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	—	—	—	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	なにわ800す9747号車スタッドレスタイヤほか1点買入（緊急）	特名 随意 契約	217,888	建設局	⑧その他 本市有資格者複数者へ確認	⑦その他 本市入札参加資格者名簿（36：自動車用品）に登録されている複数事業者に確認したところ、契約相手方のみが指定日時までに対応可能であったことから、当該事業者と随意契約を行った。	○	2024/1/7	2024/1/12	②個別審議 （緊急性）	2024/1/7	2024/1/7	直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、国土交通省が主体となって行う「全国ブロック下水道災害支援」及び21大都市（政令市及び東京都）間での「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に基づき、相互に支援協力することになっている。 令和6年1月1日（月）に令和6年度能登半島地震が発災し、1月7日（日）に大都市へ支援要請が発出されたことを受け、同日、建設局災害対策会議を開催し、翌8日（月）より職員の派遣を決定した。 支援活動は現地まで本市公用車2台で移動し行うが、被災地は寒冷地であることから通常のタイヤでは走行が困難であり、重大事故を引き起こす恐れがあることから、安全かつ迅速に支援活動を行うには、スタッドレスタイヤを早急に購入する必要があることを建設局災害対策会議において共有された。 受注者の選定にあたっては、本来、契約事務審査会の審議を経る必要があったが、当日は閉庁日であったため、建設局災害対策会議の出席者であり、契約事務審査会会長である工務担当部長の了承を得たうえで、本市入札参加資格者名簿（36：自動車用品）に登録されている複数業者に確認したところ、年末年始や休日であった都合上、過去に本件車両の修繕実績のある契約相手方のみが8日（月）の出発までに対応可能であったことから当該事業者と随意契約を行うものである。	・契約事務審査会において、契約相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	—	—	—	契約事務審査会の審議資料が不十分

分類	案件名称	契約方法	契約額	所属	契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	指示書 承諾書	急を要する 事実の 発生日	契約事務 審査会 開催日	審査方法 審議資料	作業 指示日	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項			
															契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	緊急性	その他
ア	港区内下水管渠調査工 事（緊急）	特名 随意 契約	4,763,000	建設局	⑦密接関連	①積算基準	○	2023/12/26	2024/1/15	⑤個別審議 （両方なし）	2024/1/15	2024/1/15	今般、港区内において施設点検のための下水道管内カメラ調査を行ったところ、管継手部から漏水並びに管継手部周辺に固形障害物の付着が確認された。 下水道管内への漏水は地下水の流入と考えられるが、当該管渠は令和3年度に布設替えとして管渠再構築工事を行ったものであり、布設してからの経過年数が浅いにも関わらず漏水していることから、管継手部に異常があると考えられる。 カメラ調査では管内部の異常が判明できないことから、道路を掘削し継手部を直接点検し異常の有無を確認する必要がある。 また、管内部の映像から漏水に伴い管周辺の土砂を引き込んでいる可能性が高いと考えられることから、当該部分周辺の空洞化による道路陥没を引き起こす危険性が予測され、市民の安全確保や生活への影響を考慮すると、至急、継手部の掘削調査を行うとともに、管内固形物及び周辺土砂の成分分析のための試料採取を行い、別途対策措置の要否を検討する必要がある。 また、上記調査範囲については、当該箇所だけでなく、同時期に管渠再構築工事を行った箇所を数か所抽出し、同様事象発生の有無に関しても確認を行うものとし、今後、調査範囲拡大等に関する検討も行う必要があると考えている。 以上を踏まえ、調査にあたっては、掘削、調査及び舗装復旧工事を行う必要があり、一連の現場対応を迅速に行う必要があることから、上記管渠再構築工事との関連がなく、現在、港区での管渠再構築工事を契約している唯一の業者である契約相手方に本工事の随意契約を依頼するものである。	・契約事務審査会において、緊急性や契約相手方の選定方法に関する審議資料（現場写真など）は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	公園事業用 令和5 年度鶴見緑地公園事務 所管内公園樹維持工事 －2（緊急）	比較 見積	4,180,000	建設局	－	－	○	2023/5/31	2023/6/6	③個別審議 （選定方法）	2023/7/5	2023/7/5	本件は、9月までの期間に、中低木の寄植剪定（刈込）および台風等にて生じる折れ枝などに緊急的な対応を実施することを目的としており、市民の安全な公園利用に必要な工事である。 例年実施している公園樹維持工事は、毎年6月から翌年の6月にかけて、【夏・秋】枝葉の生長する時期の中低木の剪定（刈込）、【秋】落葉樹の剪定、【冬】根の休眠期（植栽適期）の補植等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事である。また、特記仕様書の作業体制では『作業は、緊急を要する場合があるので、本市の要請に対して速やかに対処できるように作業体制を整えておくこと。』と定めており、緊急対応が迫られる際には、必要となる資材や樹木特性及び施工場所を熟知した人材の手配、現場作業について速やかに施工体制を確保、作業を実施する工事である。 予定通りであれば、6月中に落札者決定し、契約している状況であるが、入札の結果不調となった。本来の維持管理において、6月から8月にかけては低木が大きく生長し、それを剪定（刈込）することは市民が安全安心に公園を利用する上で重要である。この剪定（刈込）の時期を逸することは、低木等の樹木の高さが子供の身長程度になる樹種もあり、子供の飛び出しによる事故や、徒長枝（今年勢いよく成長した枝）による視距障害や防犯上のリスク増加につながる。また、台風や大雨等で公園樹木が深刻な損害を被ることで、市民の安全及び公園利用に多大な影響を及ぼすことから、緊急時には一刻も早い迅速な対応が必要不可欠である。 そのため、再度入札を行うが、入札に必要な期間（8月下旬まで）は上記のリスクが予想される6月から8月であり、本工事を停滞させることができない。については、業者選定にあたり、令和4年度に公園樹・街路樹維持工事を受注実績があり、迅速に対応が可能な全業者（14者）に比較見積もりを実施し最低価格を提示した業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、当該期間における工事については随意契約を行うものとする。	・樹木の繁茂により、子供の飛び出しによる事故や、徒長枝（今年勢いよく成長した枝）による視距障害や防犯上のリスク増加につながる危険があるため、7月の履行は必須の事業である。 ・しかし、契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料（現場写真など）は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	パリ市とのWEB会議に おける日仏逐次通訳業 務委託（緊急）	比較 見積	65,450	建設局	－	－	○	2023/3/24	2023/3/29	③個別審議 （選定方法）	2023/4/7	2023/4/7	本業務は、パリ市とのWE B会議において必要となる日仏逐次通訳を行うものである。本市では、御堂筋を車中心から人中心のストリートへと空間再編をめざす御堂筋将来ビジョン(以下、「将来ビジョン」)を策定している。将来ビジョンの実現に向けて、道路整備等のハード面での施策とともに、公民連携体制でのにぎわいづくりなど、新たな魅力や価値を創出する取り組みを進めていくこととしている。その取り組みの一環として、海外のメインストリートを持つ都市と姉妹ストリート協定(※)を締結し、空間再編の分野における技術交流や意見交換を進めており、令和7年4月に開催される大阪・関西万博では、御堂筋を万博のサテライト会場として「未来のみち」をテーマとした様々なイベントを計画しているところである。また開催の前年度には、アフターコロナ時代のみちのあり方を目的に、(仮称)世界ストリート国際会議の開催を予定していることから、更なる海外都市の道路空間再編の技術共有等、連携が求められている。パリ市のシャンゼリゼ通りは、世界でも有数のメインストリートであり、都心部の価値向上を図る手段として、車中心の道路空間から、多様な利用者が共存する道路空間に再編を行っていることから、世界ストリート国際会議にも参加してもらいたいと考えている。また、道路空間で賑わいを形成する上での市役所と民間の役割分担や、オープンカフェなどの歩道を利用するためのルール等について技術交流や意見交換をすることで、将来ビジョンの実現に向けた知見を深めることが期待されるところである。パリ市との連携に向けては、複数年にわたって調整を進めてきたところであるが、パリ市との会議開催の実現に至っていない状況であった。そのような中、在京都フランス総領事館にもパリ市との連携に向けた相談を行っていたところ、3月24日に急遽、在京都フランス総領事館からパリ市とのウェブ会議を4月下旬に開催できることになったと打診された。本来であれば、各国と行う会議等における通訳については、例年、年間を通じて発注している御堂筋姉妹ストリート連携における資料作成等の業務委託において実施しているが、入札による業者決定時期が5月下旬となることから、4月下旬のWE B会議の対応ができない。本事業の推進にあたっては、非常に好機であり、実現することで万博の機運醸成とともに、万博後における御堂筋の発展等に大きく寄与できるものと考えられることから、今回のWE B会議を実施することとし、本通訳業務については地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を行うものとする。なお、業者選定については、本市入札参加資格を有する者から、次の条件に合致する全業者（4者）に比較見積を実施して最低価格を提示した業者と随意契約を行うものとする。【条件】①委託種目167：翻訳・通訳で入札参加資格を有している業者、②過去3年(R02.3月27日～R5.3月27日現在)中に当該種目案件で大阪市との契約実績がある業者、③業務の主たる部分について自社で対応可能な業者 ※主たる部分とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。	・契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料（現場写真など）は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	事務管理用 外付けH DDデータ復旧業務委 託（緊急）	比較 見積	484,000	建設局	－	－	－	2023/9/28	2023/10/20	③個別審議 （選定方法）	－	2023/11/24	当課は、建設局業務の総合的企画・調査や連絡調整窓口として、庁内だけでなく国や他都市、民間事業者等との協議・調整、照会対応など多くの業務を担っている。そのため、扱うデータ量も膨大であり、継続的に協議・調整等をしている各個別案件に関する資料データや、局内の照会回答データなど当該年度業務のデータの保存は、外付けHDDを利用して適切なデータ管理をしているところである。また、当該外付けHDDは過年度の業務データの保存先としても利用しており重要なデータベースとなっている。 今般、当該外付けHDDへのアクセスができず、保存されている資料が確認できないことから、円滑な業務遂行に支障が生じている。また、過年度データを基にした資料作成等が行えない状況でもあり、特に道路や橋梁、河川、公園、下水道等のインフラ施設を所管している事業課との連携等に支障が生じ、本市のインフラ施設の維持管理に影響が及ぶことから、至急、データの復旧を行う必要がある。 なお、受注者の選定にあたっては、精密機械であるHDDを早急かつ確実に復旧するため、大阪市内に本店もしくは支店があり、過去に建設局との契約実績がある業者である必要がある。 については、次の選定条件を踏まえた全事業者（12者）に対して比較見積りのうえ、最低価格を提示した業者と随意契約を行うものとする。 【条件】①委託種目10-01：情報処理で入札参加資格を有している業者、②過年度（H31.4月～R5.3月現在）で当該種目案件で大阪市(建設局)との契約実績がある業者、③大阪市内に本店もしくは支店がある業者	・契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料（現場写真など）は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分

分類	案件名称	契約方法	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	指示書承諾書	急を要する事実の発生日	契約事務審査会開催日	審査方法 審議資料	作業指示日	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項			
															契約相手方選定方法	予定価格算定方法	緊急性	その他
ア	公園維持管理用 松島公園空洞調査業務委託（緊急）	比較見積	1,914,000	建設局	－	－	○	2023/10/11	2023/10/16	③個別審議（選定方法）	2023/10/16	2023/10/16	本件は、松島公園の空洞の範囲を調査し、空洞状況を把握することを目的としており、公園の適切な管理に必要な業務委託である。令和5年10月11日に市民通報により陥没が発見され、同日に本市職員により調査を実施したところ、公園内のグラウンド地下面が広範囲に空洞化していることが判明した。本市職員により、空洞範囲の特定や原因について調査を続けようとしたが、支障となる埋設構造物が見つかったことや、本市所有の機材で対応可能な範囲におさまらないことが判明したため、作業を中断せざるを得ず、公園のグラウンド部分について供用を休止し、立入禁止処置を行っている。松島公園については、昭和28年（1953年）に開設されたが、開設以前の土地履歴によると、当該場所については木津川の支流であったことが確認できた。今回の陥没が河川の埋め立てによる影響であることも予想されるため、空洞が広範囲に多数ある可能性がある。土地履歴によると、河川があった箇所はグラウンド周辺の園路や防球柵の基礎下にも及んでいることから、市民が利用する箇所は重機による転圧等により、直ちに安全面に影響することがないことを確認し、継続して監視している状況であるが、今回陥没のあった場所以外にも陥没が起きる可能性を否定できず、より確実な安全確保のための調査が必要であると考えている。また、立ち入り禁止処置をしているが、本公園は規模が大きく、西区最大の一時避難場所に指定されているため、健康運動活動等の公園利用だけでなく、災害時における防災拠点として重要な役割を担っていることから、早急に市民の確実な安全性の確保に向けた調査を行い、復旧する必要がある。本件については、本公園が防災拠点として機能を担い、復旧の遅れが市民の生活及び生命に多大な影響を及ぼすことが予想されることから、迅速に対応可能な全業者（次の条件を満たす6業者）に比較見積もりを実施し最低価格を提示した業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、当該業務委託については随意契約を行うものとする。 【条件】本市が過去5年に発注した空洞調査業務の全応札者	・契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料（現場写真など）は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	公園事業用 令和5年度鶴見緑地公園事務所管内一円公園便所清掃業務委託(その4)(緊急)	比較見積	671,000	建設局	－	－	－	2023/4/26	2023/5/16	③個別審議（選定方法）	－	2023/5/16	本業務は、都市公園を市民等に快適に利用してもらうために美観を保持することを目的として年間を通じて都市公園の便所清掃を行う単純労務作業であり、高齢者等の就職困難者等が行うことが可能であることから、契約にあたっては、例年、地方自治法施行令167条の2第1項第3号（福祉関係施設等の就労支援等のための随意契約）により契約を締結しており、契約相手方については、「令和3年8月5日付福祉第1208号、青第1280号地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく福祉関係施設等との随意契約事務手続きについて」の通知に基づき、都度、福祉局及びこども青少年局との協議により選定された業者に事業請負見積書を提出させた上で決定している。今年度の契約については、年度当初の上記手続きが不調となり、今回2回目の同手続においても予定価格超過となり価格交渉も不成立となっている。 本業務については、第3号の主旨を踏まえ、引き続き同様の契約手法により実施することとし、再度福祉局等と協議のうえ、公表等を含み、契約に向けた所要となる手続きを行っているところである。加えて、本案件は連続して不調になっていることから、次の発注に際しては設計額の見直しを実施することとしているが、これらの点を考慮すると、次回の契約までには約2か月の期間が必要となる。なお、次回の契約までにかかる2か月間についての便所清掃業務を本市職員で対応することが可能であるか検討したところ、本業務の行政区を所管する鶴見緑地公園事務所は、都島区、旭区、城東区、鶴見区における公園施設等の維持管理業務などを所掌しており、その業務を確実に遂行しつつ委託場所の便所清掃業務も実施することになる。この体制では現場の作業時間を制約することとなり、緊急時や不測の事態に係る初動対応にも影響が想定され、市民生活に支障を来すことにもなりかねず、本市職員での対応が困難であるという結論に至った。なお、本年4月については、昨年の事業者と1月間の業務を延長する形で随意契約のうえ、業務を実施したものの、5月以降は当該事業者の辞退により延長の契約ができず、現在業務が実施できていない状況である。5月～6月は季節的に穏やかで市民利用者が多く訪れ、便所の利用度も多く見込まれることから、環境・衛生の維持確保を確実に行う必要があり、できる限り速やかに継続した便所清掃を十分に行うことが求められる。以上により次回契約までの上記期間の業務を早急に行う必要があり、業者選定にあたっては、従来の契約手法を踏まえ、過去5年間に福祉局等との協議により本業務が受注可能として選定された全ての業者（8者）に比較見積もりを実施し最低価格を提示した業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を行うものとする。	・契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料（現場写真など）は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	2突基地内倉庫復旧緊急工事	比較見積	1,353,000	大阪港湾局	－	－	○	2023/8/15	2023/9/29	③個別審議（選定方法）	2023/10/25	2024/1/19	本工事は、2突基地内の倉庫が台風第7号の強風により、屋根の1/6がめくれ上がり破損したため、このままでは倉庫内が風雨にさらされ資材が劣化するなど、直営業務に支障が生じることから、緊急に工事を行うものである。災害発生後の復旧工事にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な事業者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められ、緊急の必要性により競争入札に付すことができない。本業務の実施にあたっては、施工に必要な入札参加資格を有しており、かつ、本市実績を十分に有する業者にこれを代行させる必要がある。上記条件を満たす3者で見積比較を行い、最も安価な額を提示した契約相手方と随意契約を行うものである。	・急を要する事実の発生後、すみやかに見積依頼を行ったが、想定より相当高額であったことから、実行協議や他の事業者への見積依頼の検討等により結果的に契約事務審査会まで1か月超かかった。 ・契約事務審査会では、発生から1か月超経過している事情も含めた緊急性に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	施設維持管理用 47E-9 大阪港湾局ＡＴＣ庁舎男子更衣室空気調和設備緊急修繕	特名随意契約	88,964	大阪港湾局	②特殊業務	⑤1者提示価格	○	2023/8/24	2023/8/24	③個別審議（選定方法）	2023/8/24	2023/10/16	本件は、ＡＴＣ庁舎男子更衣室に設置された空気調和機の修繕を行うものである。現在、当該空気調和機から漏水のため運転ができなくなっており、更衣室の利用者に対する労働環境が著しく悪化しているため、早急に対応する必要がある。本修繕に関しては、機器の構成や構造、運転プログラム等の製造会社固有の知識を有したうえで的確に故障箇所の特定を行い、同一規格で品質管理の十分なされた製造会社の純正部品で取替えることが機器の機能を発揮するうえで不可欠である。契約相手方は、当該空気調和機の製造会社であることから、本修繕の施行能力を満たす唯一の業者である。以上の理由により、契約相手方に随意契約を依頼するものである。	・契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	【港湾事業一般管理用】令和5年度 J岸壁警備業務委託	特名随意契約	1,709,125	大阪港湾局	⑧その他 7者に見積依頼した結果、1者以外の6者からは人員を揃えることができないため対応できないとの回答があったため、対応可能な1者を選定	⑥見積及び積算	○	2024/2/7	2024/2/21	③個別審議（選定方法）	2024/2/26	2024/3/7	本業務は、令和6年2月27日から令和6年3月2日にかけてJ岸壁に米国艦船が着岸するにあたり24時間体制で警備業務を行うものである。米国艦船の入港については、令和6年2月7日に大阪海上保安監部より通知を受けた。一般競争入札による業者選定を行う場合の日程を調達担当に確認したところ、2月13日以降に契約請求した場合の業者決定日は、一番早い日程で3月15日との回答を得た。そのため一般競争入札による業者選定は不可能である。また、随意契約を行う場合であっても、契約完了から警備開始までの日数が十分に確保できないため、警備会社側が一から警備場所の把握、警備員手配、パトロールカー等の警備用具の確保等を行うことは困難である。そのため、入港予定の岸壁を把握しており、緊急的な対応にも熟練した業者を選定する必要がある。これらを踏まえ、大阪港湾局発注の港湾施設警備を受注した実績のある会社7者に見積依頼した結果、上記1者以外の6者からは人員を揃えることができないため対応できないと回答があったため、契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき緊急随意契約を締結するものである。	・緊急性を疎明する大阪海上保安監部からの通知が契約事務審査会の審議資料として添付されていなかったが、契約事務審査会において、事後に同通知を確認し、緊急性があることを確認した。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分
ア	大阪市立小林小学校給食配送業務委託（単価契約）（9月分）	特名随意契約	1,540,000	教育委員会事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	－	2023/9/1	2023/9/4	③個別審議（選定方法）	－	2023/9/6	9月1日11時00分頃、小林小学校の給食室において、調理釜からの発火で火災が発生したため、直ちに消化活動を行い現在は鎮火したが、黒煙の影響で、給食室が使用出来る状態ではなくなった。 そのため、給食調理については、近隣校の給食室の規模や設備、学校間の距離等を検討し、小林小学校の親校となり得る条件が揃っている学校は泉尾北小学校であったため、直営で実施している泉尾北小学校において、小林小学校全校分の調理業務を実施することとするが、小林小学校まで調理した給食を運搬する業務が必要となり、早急に対応しなければならないため、現在給食配送・配膳業務（単価契約）を受託している全事業者（4者）に対し、見積書の徴取の可否を打診し、比較見積に応じるとの有効回答を得た事業者について、見積書を徴取し、最も安価な単価を提示した事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき特名随意契約を締結する。	・契約事務審査会において、緊急性に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	－	－	－	契約事務審査会の審議資料が不十分

分類	案件名称	契約方法	契約額	所属	契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	指示書 承諾書	急を要する 事実の 発生日	契約事務 審査会 開催日	審査方法 審議資料	作業 指示日	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項			
															契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	緊急性	その他
ア	牛乳保冷庫修理	特名 随意 契約	436,700	教育委員会 事務局	⑤業者リスト	⑤ 1 者提示価格	—	2023/5/26	2023/6/2	②個別審議 （緊急性）	—	2023/6/20	給食室で使用している大型の牛乳保冷庫の冷却装置不具合により、冷却機能が停止し、庫内温度が適切に管理できる温度まで下がらないため、修理対応可能な事業者を確認したところ、冷却ユニットの交換が必要であるという報告を受けた。市教委給食グループに連絡したところ、部品修理対応との指示が出た。 通常、大型、小型の各1 台ずつある牛乳保冷庫で牛乳を保管しているが、現在は小型の牛乳保冷庫1 台に、全校分の牛乳を隙間なく詰め込むことで対応している。そのためには、牛乳の入ったかごを上を重ねて保管するしか手段がなく、破損の恐れがあるなど決して安全な保管状態ではない。また2 台ともに購入時期も古く（平成14 年7 月納品）、現在負担の大きい小型冷蔵庫に不具合が生じたら、牛乳の温度管理ができず、給食事業を適正に実施することが困難となる。牛乳の品質管理を適切に行うために本校では牛乳保冷庫が必要であり、安全に給食提供を行うため、早急に修理が必要である。 また、当該事業者を確認したところ、当該牛乳保冷庫の製造元はすでに廃業しており、代理店証明等を発行することができないが、当該事業者は令和2 年度に本校で同種の牛乳保冷庫の修理対応実績があり、現時点で確実に部品を確保し、早急に修理対応をとれる業者である。 上記理由により、当該事業者と随意契約を行う。	・契約事務審査会において、契約相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	—	—	—	契約事務審査会の審議資料が不十分
イ	玄関付近水道管漏水修繕工事	特名 随意 契約	138,600	こども 青少年局	⑤業者リスト	⑤ 1 者提示価格	—	2023/4/25	2022/3/2	①包括審議	—	2023/6/26	幼稚園の玄関付近の水道管破損により漏水が発生したが、園児、保護者、職員が日常的に通行する場所であることから、施設の安全確保の観点から緊急的に修繕が必要であると判断し、早急に対応可能な業者を選定して随意契約を締結したものである。	・当該年度の予算配付が例年6 月となっていたため、時間を要したものの。ただし、早急な対応が必要な場合は、暫定的に配付されている他の予算費目を流用し、対応することも可能であったが、担当者の認識誤りにより実施しなかった。	—	—	—	事務作業の改善が必要
イ	公園維持管理用 神路公園女子便所便器修繕（緊急）	特名 随意 契約	423,500	建設局	⑤業者リスト	⑤ 1 者提示価格	○	2023/6/7	2023/2/17	①包括審議	2023/8/1	2023/8/1	本件は、神路公園の女子便所において大便器の排水管が破損したことにより詰まりが発生し当該便器が利用できない状態となったため、便器の修繕を行うものである。 当該公園には女子大便器が1 基しかなく、このままでは来園者の公園利用に支障をきたすことから、早急に修繕を行う必要がある。 なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において給排水冷暖房工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる契約相手方に随意契約を依頼するものである。	・所属の内規として、公平性を担保するためにリストから1 者ずつ順番に照会することとしている。 ・急を要する事実の発生日から指示日まで1 か月を超えていることについては、1 者ずつ見積を照会したところ、各々1 ～2 週間後に辞退され、最終的に受注することとなった事業者も見積に時間を要することとなったため。	—	—	—	事務作業の改善が必要
イ	公園維持管理用 聖天山公園多目的トイレ扉修繕（緊急）	特名 随意 契約	520,630	建設局	⑤業者リスト	⑤ 1 者提示価格	○	2023/11/17	2023/2/17	①包括審議	2023/12/27	2023/12/27	今般、聖天山公園トイレにおいて、多目的トイレの鍵が破損し、扉の開閉施錠ができないことが判明した。このため、現在多目的トイレを使用禁止している状態である。本公園は利用者も多く、公園内には多目的トイレが1 箇所しかないため、現状のままでは、車椅子での利用者や高齢者・子供連れの来園者の施設利用に支障をきたし、ひいては市民の財産に影響を及ぼすことが懸念されることから、早急に修繕の必要がある。 なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築一式工事での登録を有していることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できる契約相手方に随意契約を依頼するものである。	・所属の内規として、公平性を担保するためにリストから1 者ずつ順番に照会することとしている。 ・急を要する事実の発生日から指示日まで1 か月を超えていることについては、本案件は高所における窓の修繕箇所があるため、高所作業車を手配するなどしたうえで見積もる必要があったことで見積に時間を要したこととなったもの。	—	—	—	事務作業の改善が必要
イ	西部方面管理事務所機械棟2 階及び3 階窓修繕（緊急）	特名 随意 契約	412,500	建設局	⑤業者リスト	⑤ 1 者提示価格	○	2023/7/10	2023/2/17	①包括審議	2023/8/21	2023/8/21	本修繕は、西部方面管理事務所機械棟2 階窓の取手の破損及び3 階の窓のパッキン破れにより窓が閉まらず雨の侵入を防ぐ事が出来ないため修繕するものである。 現在、機械棟2 階は雨水が侵入し床面が水浸し状態となっている。機械棟3 階でも雨水が直接入り込み水浸しとなりこのままの状態で放置すると、カビ発生等による床面や庁舎躯体の腐食が懸念され、適切に庁舎管理ができず事務所内の業務に支障をきたし、下水道事業が滞ってしまい市民の方に多大な影響を与える可能性がある。また2 階は水質試験室で純水製造装置や定温乾燥機などの重要な機器類が設置され、壁際には電気ブレイカーがあり雨水の侵入によって漏電すると水質試験室内全体の機器に影響を及ぼすことから、早急に修繕を行う必要がある。なお、業者選定にあたっては、本市入札参加有資格者名簿において建築工事一式での登録を有し、かつ資材調達等、本修繕に迅速に対応できる契約相手方に随意契約を行うものである。	・所属の内規として、公平性を担保するためにリストから1 者ずつ順番に照会することとしている。 ・急を要する事実の発生日から指示日まで1 か月を超えていることについては、本案件は高所における窓の修繕箇所があるため、高所作業車を手配するなどしたうえで見積もる必要があったことで見積に時間を要したことや職人の手配が困難であったことから、結果的に8 月21 日に指示をすることとなったもの。	—	—	—	事務作業の改善が必要
イ	フードスライサー修理	特名 随意 契約	410,042	教育委員会 事務局	⑤業者リスト	⑤ 1 者提示価格	—	2023/8/23	2023/2/20	①包括審議	—	2023/10/4	2 0 2 3 年8 月給食調理業者が変更になり、2 学期が始まる前の8 月2 3 日に保護者を含め給食試食会を行った。その際、旧業者が使用していなかったフードスライサーを動かしてみたところ稼働しなかった。本来ならば契約事務審査会校園部会へ事前審議依頼を行い、承認を受けた後に、業者と契約を行うところだが、調理員も減員しており、手作業では調理作業に時間を要し、給食提供に影響を及ぼす可能性もあるため、学校長および共同学校事務室室長にて、緊急時の特名随意契約（包括審議済案件③）に該当すると判断し、事前抽選した修繕業者対応一覧より契約相手方へ緊急修理の依頼を行った。修理の結果、4 0 万円を超えセンター契約となったため、契約事務審査会校園部会へ事後報告を依頼する。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	—	—	—	事務作業の改善が必要

分類	案件名称	契約方法	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	指示書承諾書	急を要する事実の発生日	契約事務審査会開催日	審査方法審議資料	作業指示日	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項			
															契約相手方選定方法	予定価格算定方法	緊急性	その他
イ	窓ガラス破損による修繕工事	特名随意契約	219,230	教育委員会事務局	⑤業者リスト	④例年と同等	－	2023/12/19	2023/2/20	①包括審議	－	2024/1/25	令和5年12月19日に、授業の一環として校外の川口公園内においてソフトボールをしていたところ、児童がふざけて石を投げてしまい、公園横にあるプールの事務室の窓ガラスに当たってしまい、ガラスが割れてしまった。緊急的に補修を行っているが、施設の運営に影響を与えており、早急に修繕対応が必要である。（この件については、どの管轄が費用負担をするべきかで協議が長引いたため、今日付となった。）	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	－	－	－	事務作業の改善が必要
イ	直結増圧給水ユニット3号ポンプ取替補修工事	特名随意契約	605,000	教育委員会事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	－	2023/5/8	2022/3/2	①包括審議	－	2023/6/30	学校への給水のため、3本ポンプがあるが、5/8に1本のポンプから異音がしたため、業者に点検依頼をしたところ、交換する必要があるとのことであった。残りの2本があれば給水が可能であるが、さらにもう1本が故障すると全館給水停止となること及び、ポンプを発注してから納品まで数か月期間を要することから、早急に交換を行う必要があると校長および共同学校事務室長とで判断した。 本来なら契約事務審査会校園部会へ事前審議依頼を行い、承認を受けた後に、業者と契約を行うところ、一刻も早く、緊急時の対応ができることが求められる状況を考慮し、事後審議による緊急特名随意契約を行った。 なお、対応業者は共同学校事務室作成の業者リストより抽選により選定した。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	－	－	－	事務作業の改善が必要
イ	給食室内装等復旧工事	特名随意契約	996,875	教育委員会事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	－	2023/9/1	2023/2/20	①包括審議	－	2023/10/2	令和5年9月1日(金)昼前に給食室の火災により、天井・ガラス等内装が破損しており給食の調理ができない状態となった。児童に給食の提供ができず、児童・保護者に多大な影響を与えることとなるため、早急に修繕復旧を行う必要があると学校長および共同学校事務室長とで判断した。 本来なら契約事務審査会校園部会へ事前審議依頼を行い、承認を受けた後に、業者と契約を行うところ、一刻も早く、緊急時の対応ができることが求められる状況を考慮し、事後審議による緊急特名随意契約を行った。 なお、対応業者は共同学校事務室作成の業者リストより抽選により選定した。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	－	－	－	事務作業の改善が必要
イ	給食室電気設備復旧工事	特名随意契約	997,700	教育委員会事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	－	2023/9/1	2023/2/20	①包括審議	－	2023/10/3	令和5年9月1日(金)昼前に給食室の火災により、照明等電気設備が破損しており給食の調理ができない状態となった。児童に給食の提供ができず、児童・保護者に多大な影響を与えることとなるため、早急に修繕復旧を行う必要があると学校長および共同学校事務室長とで判断した。 本来なら契約事務審査会校園部会へ事前審議依頼を行い、承認を受けた後に、業者と契約を行うところ、一刻も早く、緊急時の対応ができることが求められる状況を考慮し、事後審議による緊急特名随意契約を行った。 なお、対応業者は共同学校事務室作成の業者リストより抽選により選定した。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	－	－	－	事務作業の改善が必要
イ	給食室機械設備復旧工事	特名随意契約	990,000	教育委員会事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	－	2023/9/1	2023/2/20	①包括審議	－	2023/10/6	令和5年9月1日(金)昼前に給食室の火災により、水栓柱およびダクト・フードが破損しており給食の調理ができない状態となった。児童に給食の提供ができず、児童・保護者に多大な影響を与えることとなるため、早急に修繕復旧を行う必要があると学校長および共同学校事務室長とで判断した。 本来なら契約事務審査会校園部会へ事前審議依頼を行い、承認を受けた後に、業者と契約を行うところ、一刻も早く、緊急時の対応ができることが求められる状況を考慮し、事後審議による緊急特名随意契約を行った。 なお、対応業者は共同学校事務室作成の業者リストより抽選により選定した。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	－	－	－	事務作業の改善が必要
イ	1口ガスコンロ外点検・修理	特名随意契約	163,955	教育委員会事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	－	2023/9/1	2023/2/20	①包括審議	－	2023/10/10	令和5年9月1日（金）昼前に給食室において火災が発生し、ガス管の破損で1口ガスコンロ、1口ガスコンロ（五徳）、5号給湯器及び回転釜のガス機器が使用できない状態となり、自校での給食の提供ができなくなった。 速やかに教育委員会事務局指導部保健体育担当給食グループと連携を取り、近隣校から給食を配達してもらい、児童へ給食の提供を行っているが、一刻も早く自校での給食調理を再開させるため、早急に給食機器の点検・修理を行う必要があった。自校での給食の提供ができないことで、児童・保護者に多大な影響を与えており、1日でも早く給食機器を復旧させる必要があるため、学校長および共同学校事務室室長により、緊急の特名契約案件と判断した。 契約事務審査会校園部会へ事前審議依頼を行い、承認を受けた後に業者に業者と契約を行う。また、業者の選定にあたっては、業務用厨房機器（ガス用品）のリストから抽選し、上位の事業者に点検・修理を依頼する。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	－	－	－	事務作業の改善が必要
イ	電気錠補修工事	特名随意契約	547,250	教育委員会事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	－	2023/12/18	2023/2/20	①包括審議	－	2024/1/22	本校と隣接しているマンションとの直接行き来のできる通用門電子錠について故障し、施錠できない状況となった。そのことにより、マンション側からの学校への侵入、学校側からのマンションへの侵入が可能になってしまい、防犯上の観点からも早急に補修が必要である。また、当該マンション居住児童は、この門から登下校しているが、現在防犯対策として緊急ロックの対策をとっており、解錠できない状況であるため、大通りを通り登下校しなければならず、本来の通学路ではない箇所を通ることや、普段通い慣れていない、大変交通量の多い大通りを使用しなければならないことになっており、児童の安全確保も困難な状況となっている。 また、当該マンションと、大阪市との覚書により（H17年 合意）修繕費用については大阪市負担となっているため、学校で修理を行う。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	－	－	－	事務作業の改善が必要
イ	ボタン電話設備補修工事	特名随意契約	660,000	教育委員会事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	－	2023/8/17	2023/2/20	①包括審議	－	2023/9/19	8/17の朝に発覚、電話の応答はできるが通話中に突然回線が途切れる不具合が、学校の電話機すべてで同様に発生している。場所は、校長室、職員室3台、事務室、保健室、特別支援教室。 電話が使用できなければ、生徒や保護者及び地域住民からの連絡や相談に対応ができない。万が一、生徒や教職員の命に係るような急病や事故が発生した場合に救急車の手配や家族への連絡が迅速に行えない。 このままでは重大なトラブルや生命にかかわる事故が起こった際の緊急対応として、諸機関や保護者への連絡ができないことから、早急に修繕対応が必要である。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	－	－	－	事務作業の改善が必要
イ	運動場給水管補修工事	特名随意契約	660,000	教育委員会事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	－	2024/1/11	2023/2/20	①包括審議	－	2024/2/21	1月11日に理科の授業「てこのはたらき」で運動場（鉄棒付近）に杭を打ち、その杭を抜くための方法を考えさせるという学習をしていたところ、打ち込んだ杭が水道管を破り、漏水した。近くの止水栓を止めると、その管は屋上の貯水タンクの排水とつながっているため、一時直管以外の水がすべて出水しなくなった。が、しばらくして貯水タンクの水が全て抜けたことで一旦漏水が止まった。さらに別の止水栓を開めた結果、貯水タンクへの揚水が可能となり、体育館を除く水栓は復活した。しかし、体育館のトイレ・手洗い場は児童・いきいき活動及び体育施設開放（地域）等が使用するため、早急に修繕対応が必要である。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	－	－	－	事務作業の改善が必要
イ	給食室のネズミ駆除業務委託	特名随意契約	333,300	教育委員会事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	－	2024/1/5	2023/2/20	①包括審議	－	2024/2/6	令和6年1月5日（金）、給食室でネズミが発生したことが判明した。 6日（土）～8日（月）の3連休後、9日（火）に給食室の洗浄・消毒作業と機器点検を行い、10日（水）から給食事業を実施する必要があるが、対応が遅れてネズミの被害が拡大し、給食事業を実施できなかった場合、児童や保護者に多大な影響を及ぼす。 そのため、やむを得ず緊急に特名契約を結ぶこととし、令和6年1月5日（金）に業者にネズミ駆除の業務委託を依頼した。 業者の選定方法については、緊急対応業者一覧から選定した。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	－	－	－	事務作業の改善が必要

分類	案件名称	契約方法	契約額	所属	契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	指示書 承諾書	急を要する 事実の 発生日	契約事務 審査会 開催日	審査方法 審議資料	作業 指示日	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項			
															契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	緊急性	その他
イ	プール用給水ポンプ取替補修工事	特名 随意 契約	951,500	教育委員会 事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	—	2023/7/13	2023/2/20	①包括審議	—	2023/8/30	7月13日にプール授業前にプールへ給水するため ポンプ室 内の給水ポンプを作動させたが、正常運転されず給水できなかった。しばらくするとポンプ室 から煙が発生していることを 発見した。放置すれば、 火災が発生する恐れがあることから、早急に修繕対応が必要であった。契約相手方については、共同学校事務室で作成している「抽選結果リスト」に基づき選定した。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	—	—	—	事務作業の改善が必要
イ	正門電気錠補修工事	特名 随意 契約	280,500	教育委員会 事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	—	2024/1/18	2023/2/20	①包括審議	—	2024/3/18	1月18日に正門に設置している電気錠が正常に作動しないことが発覚した。このままでは不審者からの侵入を防ぐことができず児童・職員等の生命に危険が及ぶ恐れがあることから、早急に修繕対応が必要であった。契約相手方については、共同学校事務室で作成している「修繕対応業者一覧」に基づき選定した。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	—	—	—	事務作業の改善が必要
イ	漏水調査業務委託	特名 随意 契約	55,000	教育委員会 事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	—	2023/7/14	2023/2/20	①包括審議	—	2023/10/5	本校の屋外プール付近で漏水が発生し、隣接の会所及びトイレにも水が溢れているため使用できない状況になっている。このまま放置すると教育活動への影響があるばかりではなく、多額の水道代の請求が発生し不用品支払いが発生する。早急に漏水箇所を特定し補修する必要があるため、契約相手方と特名随意契約を行った。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	—	—	—	事務作業の改善が必要
イ	消防用設備補修工事	特名 随意 契約	302,500	教育委員会 事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	—	2023/9/28	2023/2/20	①包括審議	—	2023/12/29	令和5年9月28日の夕方に火災報知器がなったが、誤作動だった。9月29日の夕方にも火災報知器がなったが、また誤作動だった。あまりに続くため、施設整備課に連絡をしたのち、警備会社と原因を調べてみたが、原因不明で終わる。その後、深夜に警報が連発し、近隣住民の通報により警察・消防などが出動する事態となった。それから、原因を突き止めるため、業者へ補修依頼を行い、調べていくうちに場所の特定は困難で、棟全体の火災報知器が原因であることが判明した。このままでは棟全体が火災時に的確な判断ができないことや、誤作動等で地域住民や児童へ混乱を招く可能性が想定されることから、早急に修繕対応が必要である。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	—	—	—	事務作業の改善が必要
イ	漏水調査委託	特名 随意 契約	440,000	教育委員会 事務局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	—	2023/3/1	2022/3/2	①包括審議	—	2023/7/12	早急に漏水箇所を特定し修繕しないと多額の水道代の請求が発生し、不要な支払が発生するため。	・担当の認識が、事業者が作業に必要な物品等を用意できたことが確認できた段階で契約を締結するものだという誤った解釈であったため。	—	—	—	事務作業の改善が必要
ウ	区庁舎設備維持用 天王寺区役所1階床配線孔修繕	特名 随意 契約	25,210	天王寺区役所	⑧その他 レイアウト変更を行うためLANケーブル配線用に設置している上げ床を撤去したが、その作業の際に撤去後の床に配線用の孔が空いたままになっていることが判明し、放置していると通行に危険であったため、レイアウト変更等業務を受注し、その場での緊急対応が可能であった事業者を選定	⑤1者提示価格	—	2024/2/26	2024/3/11	⑤個別審議 (両方なし)	—	2024/2/26	天王寺区役所1階については、レイアウト変更を行うためLANケーブル配線用に設置している上げ床を撤去したが（比較見積により業務委託）、その作業の際に撤去後の床に配線用の孔が空いたままになっていることが判明した。そのまま放置していると通行する際に危険なことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、緊急修繕を行う。実施にあたっては、レイアウト変更等業務を受注し、その場での緊急対応が可能であった契約相手方を特名し、随意契約を行う。	・契約事務審査会において、緊急性や契約相手方の選定に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	—	—	—	事後に契約事務審査会で審議 契約事務審査会の審議資料が不十分
ウ	住之江区役所1階 女子洋式トイレ修繕業務	特名 随意 契約	8,800	住之江区役所	⑧その他 複数の事業者に声をかけたが、最短で対応可能な事業者が1者しかおらず、その事業者を選定	⑤1者提示価格	—	2023/5/15	2023/6/21	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/5/16	令和5年5月15日（月）、住之江区役所1階女子洋式トイレの便器の便座が損傷し、使用不可となった。1階のトイレは区役所来庁者の使用頻度が高く、来庁者の利便性を著しく阻害していることから、早急に使用可能となるよう修繕する必要がある。ついで、早急な対応が可能であり、かつ直近で区役所のトイレ修繕の実績がある契約相手方と特名随意契約を締結する。	・緊急性を重視し、事後審議としたもの。 ・複数の事業者に声をかけたが、最短で対応可能な事業者が1者しかおらず、その事業者を選定したが、契約事務審査会において、緊急性や契約相手方の選定に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	—	—	—	事後に契約事務審査会で審議 契約事務審査会の審議資料が不十分
ウ	住之江区役所2階 生活支援課天井漏水修繕業務	特名 随意 契約	82,500	住之江区役所	⑧その他 複数の事業者に声をかけたが、最短で対応可能な事業者が1者しかおらず、その事業者を選定	⑤1者提示価格	—	2023/5/18	2023/6/21	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/5/19	令和5年5月18日（木）、住之江区役所2階・生活支援課執務室天井内に設置されている配管から漏水が発生。当該漏水は上階にある保健福祉課給湯室内の流し台の下水管の詰まりにより漏出した下水である。漏出下水は生活支援課執務室内のPC等精密機器を設置しているエリアへ落下しており、当該精密機器を故障させる恐れがあるなど、業務遂行を著しく阻害している。早急に下水管内の汚物を洗浄除去し詰まりを解消するとともに、下水管の修繕が必要である。ついで、早急な対応が可能であり、かつ直近で区役所における給排水等の管工事において実績がある契約相手方と特名随意契約を締結する。	・緊急性を重視し、事後審議としたもの。 ・複数の事業者に声をかけたが、最短で対応可能な事業者が1者しかおらず、その事業者を選定したが、契約事務審査会において、緊急性や契約相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	—	—	—	事後に契約事務審査会で審議 契約事務審査会の審議資料が不十分

分類	案件名称	契約方法	契約額	所属	契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	指示書 承諾書	急を要する 事実の 発生日	契約事務 審査会 開催日	審査方法 審議資料	作業 指示日	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項			
															契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	緊急性	その他
ウ	住之江区役所地下1階 集中書庫内上壁漏水箇 所修繕業務	特名 随意 契約	99,000	住之江 区役所	⑧その他 複数の事業者に声をしたが、最 短で対応可能な事業者が1者しかお らず、その事業者を選定	⑤1者提示価格	—	2023/5/22	2023/6/21	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/5/23	令和5年5月22日（月）、住之江区役所地下1階集中倉庫内の南側壁面の天井付近部分に埋設されていた旧空調用排気ダクト管と考えられる管の切 断・封鎖部分が劣化・一部崩壊し、崩壊部分から地下水の一部とみられる多量の水滴が噴出。 現在は崩壊部分に仮の止水用粘土を塗込み、噴出は停止しているが、当該倉庫は公文書の保管場所であり、漏水・出水による公文書汚損を避けるた め、早急に修繕する必要がある。 修繕にあたっては、当区における空調・給排水等の管工事における実績を有し、早急な修繕に対応できる事業者である契約相手方と特名随意契約を 締結する。	・緊急性を重視し、事後審議 としたもの。 ・複数の事業者に声ををし たが、最短で対応可能な事業 者が1者しかおらず、その事 業者を選定したが、契約事務 審査会において、緊急性や契 約相手方の選定方法に関する 審議資料は、随意契約理由書 以外になかった。	—	—	—	事後に契約事務 審査会で審議 契約事務審査会の 審議資料が不十分
ウ	住之江区役所2階 女 子洋式トイレ修繕業務	特名 随意 契約	66,000	住之江 区役所	⑧その他 複数の事業者に声をしたが、最 短で対応可能な事業者が1者しかお らず、その事業者を選定	⑤1者提示価格	—	2023/7/14	2023/7/21	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/7/14	令和5年7月14日（金）16：00頃、住之江区役所2階女子洋式トイレのうち、女子トイレ内最奥に設置する1台の便器内排水管に詰まりが生じ、 使用不可となった。2階のトイレは区役所来庁者の使用頻度が高く、来庁者の利便性を著しく阻害している。早急に使用可能となるよう修繕する必 要がある。 ついては、翌日の修繕対応が可能であり、かつ直近で区役所のトイレ修繕の実績がある契約相手方と特名随意契約を締結する。	・緊急性を重視し、事後審議 としたもの。 ・複数の事業者に声ををし たが、最短で対応可能な事業 者が1者しかおらず、その事 業者を選定したが、契約事務 審査会において、緊急性や契 約相手方の選定方法に関する 審議資料は、随意契約理由書 以外になかった。	—	—	—	事後に契約事務 審査会で審議 契約事務審査会の 審議資料が不十分
ウ	住之江区役所 上水道 管漏水箇所特定調査業 務委託	特名 随意 契約	198,000	住之江 区役所	⑧その他 複数の事業者に声をしたが、最 短で対応可能な事業者が1者しかお らず、その事業者を選定	⑤1者提示価格	—	2023/5/19	2023/6/21	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/5/19	住之江区役所における令和5年4月期の上水道使用量について、5月18日に水道局より送付された使用量明細書で確認したところ、前年同月と比べ 3倍以上となっていた。上水道管からの漏水の有無を確認する必要がある。漏水量は使用量からみて10ℓ/分 以上の極多量であり、漏水箇所によっ ては来庁者への被害・業務遂行への影響が懸念されるため、即時の調査が必要である。 ついては、当区役所において同調査の実施実績があり、上下水道管漏水の調査・修繕実績も豊富な事業者である契約相手方と特名随意契約を締結す る。	・緊急性を重視し、事後審議 としたもの。 ・複数の事業者に声ををし たが、最短で対応可能な事業 者が1者しかおらず、その事 業者を選定したが、契約事務 審査会において、緊急性や契 約相手方の選定方法に関する 審議資料は、随意契約理由書 以外になかった。	—	—	—	事後に契約事務 審査会で審議 契約事務審査会の 審議資料が不十分
ウ	住之江区役所 上水道 管漏水箇所修繕業務	特名 随意 契約	192,500	住之江 区役所	⑧その他 複数の事業者に声をしたが、最 短で対応可能な事業者が1者しかお らず、その事業者を選定	⑤1者提示価格	—	2023/5/21	2023/6/21	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/5/21	住之江区役所における令和5年4月期の上水道使用量について、前年同月と比べ3倍以上となっていたことから、上水道管の漏水確認のため令和5 年5月21日（日）に漏水箇所特定調査を実施。 調査の結果、区庁舎正面玄関東側通路下にある埋設水道管の2箇所より、12ℓ/分の極多量の漏水を確認。 漏水量の多さから通路への水の湧出・噴出が懸念されるため、即時の修繕が必要である。 漏水箇所特定調査を実施した業務受託者は、上下水道の修繕実績も豊富な事業者であり、当日の対応が可能であったことから、当該事業者と特名随 意契約を締結する。	・緊急性を重視し、事後審議 としたもの。 ・複数の事業者に声ををし たが、最短で対応可能な事業 者が1者しかおらず、その事 業者を選定したが、契約事務 審査会において、緊急性や契 約相手方の選定方法に関する 審議資料は、随意契約理由書 以外になかった。	—	—	—	事後に契約事務 審査会で審議 契約事務審査会の 審議資料が不十分
ウ	庁舎管理用 住之江区 役所 上水道管漏水箇 所特定調査業務委託	特名 随意 契約	209,000	住之江 区役所	⑧その他 複数の事業者に声をしたが、最 短で対応可能な事業者が1者しかお らず、その事業者を選定	⑤1者提示価格	—	2023/8/18	2023/10/26	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/8/18	住之江区役所における令和5年7月期の上水道使用量について、8月18日に水道局より送付された使用量明細書で確認したところ、前年同月と比べ 約260,000ℓの増となっていた。上水道管からの漏水の有無を確認する必要がある。漏水箇所によっては来庁者への被害・業務遂行への影響等が懸 念されるため、即時の調査が必要である。 このことから、当区役所において同調査の実施実績があり、上下水道管漏水の調査・修繕実績も豊富な事業者である契約相手方と特名随意契約を締 結する。	・緊急性を重視し、事後審議 としたもの。 ・複数の事業者に声ををし たが、最短で対応可能な事業 者が1者しかおらず、その事 業者を選定したが、契約事務 審査会において、緊急性及び 契約相手方の選定方法に関す る審議資料は、随意契約理由 書以外になかった。	—	—	—	事後に契約事務 審査会で審議 契約事務審査会の 審議資料が不十分
エ	港区役所地下2階受水 槽及び雑用水槽定水位 弁等取替	特名 随意 契約	242,000	港区役所	③密接不可分	⑤1者提示価格	—	2023/10/2	2023/10/10	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/10/13	区役所地下2階受水槽及び雑用水槽について、オーバーフローが発生していると受水槽及び雑用水槽の清掃業者より報告があった。また中央監視装 置においても同内容の発報があり、水が注水し続ける状況が続いていることから早急に対応が必要となっている。事業者については、直近に受水槽 及び雑用水槽の清掃を行い、本不具合を発見した事業者が、当区役所の両水槽の設備や本不具合の状況を把握しており、見積の作成等早急に対応が 可能であるため、当該事業者へ修繕の依頼を行う こととする。	・契約事務審査会において、 緊急性や契約相手方の選定方 法を疎明する審議資料は、随 意契約理由書以外になっ た。 ・当該事業者が別途契約にお いて不具合を発見し、即時対 応が可能だったため、他の事 業者には連絡せずの特名随意 契約を締結した。	見直し要	見直し要	—	契約事務審査会の 審議資料が不十分

分類	案件名称	契約方法	契約額	所属	契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	指示書 承諾書	急を要する 事実の 発生日	契約事務 審査会 開催日	審査方法 審議資料	作業 指示日	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項			
															契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	緊急性	その他
Ⅰ	住民情報事務用 住居表示町名街区案内板の復旧業務	特名 随意 契約	339,900	天王寺区役所	⑧その他 当課所管の旧町名顕彰碑設置業務の契約実績があり、本業務について十分熟知しており、迅速かつ適切な対応が可能であるため	⑤ 1 者提示価格	—	2023/4/18	2023/4/24	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/5/10	上本町七丁目 1 番先に設置している住居表示町名街区案内板について、トラックの荷台に接触したことにより傾いており、このまま放置した場合、倒壊し通行人に被害を及ぼす可能性が高く、早急な対応が必要である。 契約相手方は、当課所管の旧町名顕彰碑設置業務の契約実績があり、本業務について十分熟知しており、迅速かつ適切な対応が可能である。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当するため、当該事業者を契約相手方として特名し、随意契約を行う。	・ 契約事務審査会において、緊急性や相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。 ・ 本件は事故により発生したが、その際の相手方の選定方法を、包括審議であらかじめ決めていなかったため、直近の実績のある事業者を選定したものの。	見直し要	見直し要	—	契約事務審査会の審議資料が不十分
Ⅰ	東淀川区役所 2 階男子便所小便器緊急止水	特名 随意 契約	46,200	東淀川区役所	⑧その他 本市「水漏れ修繕対応可能な指定給水装置工事事業者一覧」より、修繕における確実性を担保するため、同様の修繕実績を考慮した上で選定	⑤ 1 者提示価格	—	2023/8/29	2023/8/29	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/8/29	東淀川区役所 2 階男子便所において、小便器のピストンバルブ故障により洗浄水が流れ続ける状態となった。当該部分の止水弁が非常に固く、職員では応急処置的に締めることもできない状態であり、このままでは水が溢れ出し下階に漏水する恐れがあったため、やむを得ず緊急の対応が可能な事業者に依頼し、緊急修繕を行うものである。	・ 随意契約理由に記載のとおり、緊急修繕を行う必要があったことから、修繕の確実性を担保するため、同様の修繕における実績を有する事業者のうち、最も直近の契約から順に対応が可能な事業者を選定。こうした選定方法に関して、緊急対応により時間的制約があったため、緊急性も含めて口頭による補足説明を行い審議に諮ったもの。	見直し要	見直し要	—	契約事務審査会の審議資料が不十分
Ⅰ	城東区複合施設3階ウッドデッキ（床面）部分補修業務委託	特名 随意 契約	81,620	城東区役所	⑧その他 類似案件の実績をもとに選定	⑤ 1 者提示価格	—	2023/11/6	2023/11/8	②個別審議 (緊急性)	—	2023/11/8	城東区複合施設において、北側屋外階段は全面避難経路となっており、現在、当該階段床面に破損が生じている為、通路幅が半分となっている。 城東区複合施設は、「城東区役所」「城東区民センター」「城東図書館」「城東区老人福祉センター」が入っており、老若男女問わず多くの方が来庁する。 さらには、11月11日（土曜日）には城東区民まつりの開催が予定されており多くの来場者及び来庁者が見込まれ、いつ発生するかわからない災害に備える必要があることから、来場者及び来庁者の生命を守る為、破損箇所の修繕を早急に行う必要がある。 公募型比較見積もりを行った場合、作業完了まで最低 1.5 か月かかる。また、事業者選定による比較見積もりを実施したとしても、作業完了まで 2 ～ 3 週間かかることから、その間の避難経路の確保はできない。 上記のことから、本案件については、早急な修繕対応を行う必要があるため、特名随意契約を行い対応する。 契約相手方はこれまで、1階ウッドデッキ階段下における伸縮門扉の修繕等の庁舎修繕にかかる類似案件において発注後滞りなくすみやかに履行した実績がある。 以上のことを踏まえ、本修繕作業について対応可能事業者であることから、同社を特名し契約の相手方とする。	・ 比較見積などは実施しておらず、契約相手方のみに申し入れを実施した。 ・ 契約事務審査会において、契約相手方の選定に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	見直し要	見直し要	—	契約事務審査会の審議資料が不十分
Ⅰ	区庁舎設備維持費 鶴見区役所 1 階トイレ排水管洗管業務委託	特名 随意 契約	132,000	鶴見区役所	⑧その他 令和 2 年度に同様の業務を行ったことがあり、連絡したところ緊急対応が可能と返答があった	⑤ 1 者提示価格	—	2023/12/4	2023/12/7	②個別審議 (緊急性)	—	2023/12/7	本案件は、鶴見区役所地下 1 階天井部に設置されている排水管の詰まりを解消するための洗管作業を行うものである。 12月4日（月）午前 1 階男子トイレ小便器の水がうまく排水されなくなり、小便器内に溜まる状況に陥り、使用不可となった。都市整備局に相談したところ、まずは洗管業務を実施し、それでも改善しなければ都市整備局発注による配管改修工事を検討する流れと回答を得た。 上記業者は令和 2 年度にトイレの排水管が詰まり、汚水が溢れた際に洗管業務を実施した実績があるため連絡したところ、12月5日午前 1 階に現場確認が可能であり、その後早急に見積書作成及び業務を実施することが可能との回答を得た。 当区役所の 1 階トイレは、来庁者が 1 階で利用できる唯一のトイレであると同時に、区役所内で最も使用されるトイレである。また、現在保健福祉センター側の職員用トイレが故障中であるため、職員にも大きな影響が生じている。本案件について、至急に対応を行わなければ、来庁者及び職員の利便性に大きな影響が生じ、区役所業務に支障をきたすとともに、放置すれば汚水が溢れる可能性がある等、衛生面で問題があるため、当区と契約実績のある契約相手方と緊急的に特名随意契約を締結する。	・ 契約事務審査会において、契約相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	見直し要	見直し要	—	契約事務審査会の審議資料が不十分
Ⅰ	庁舎維持管理用 阿倍野区役所 大会議室空調機用ドレン配管つまり解消業務	特名 随意 契約	44,000	阿倍野区役所	⑧その他 過去の類似案件の実績に基づき選定	⑤ 1 者提示価格	—	2023/7/28	2023/7/28	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/7/28	阿倍野区役所 2 階大会議室で使用している空調機において、ドレンの排水が正常に行われておらず、逆流が発生し、大会議室のフロアーや 1 階保健福祉センターの更衣室の天井から水が漏れてしまっている。現状のままで、非常に不衛生な状態であり区役所の運営に支障が生じるため早急な対応が必要である。 ついで、迅速な対応が可能な事業者を探したところ、今年度の給水・衛生ポンプ保守点検業者でもある契約相手方が早期の対応可能であったことから、当該事業者と特名随意契約を行う。	・ 比較見積などは実施しておらず、契約相手方のみに申し入れを実施した。 ・ 契約事務審査会において、緊急性や契約相手方の選定に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	見直し要	見直し要	—	契約事務審査会の審議資料が不十分
Ⅰ	庁舎維持管理用 阿倍野区役所枯れ木撤去業務委託	特名 随意 契約	97,900	阿倍野区役所	⑧その他 過去の類似案件の実績に基づき選定	⑤ 1 者提示価格	—	2024/2/12	2024/2/20	②個別審議 (緊急性)	—	2024/2/22	阿倍野区役所においては、1 年に 2 回（夏・冬）に樹木の剪定を実施している。 令和 6 年 2 月 10 日（土）に冬の剪定を実施した際に請負業者より、区役所北側のヒマラヤスギ（2 本）について枯れている旨の報告があった。区役所北側は通行量も多く、万が一倒木してしまった場合、通行人に被害が及ぶ可能性があり、危険な状態である。市民の安全確保のために早急に対策を行う必要があり、今年度の植栽剪定業務の請負業者である契約相手方が迅速に対応できるため当該事業者と特名随意契約するものとする。	・ 比較見積などは実施しておらず、契約相手方のみに申し入れを実施した。 ・ 契約事務審査会において、契約相手方の選定に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	見直し要	見直し要	—	契約事務審査会の審議資料が不十分

分類	案件名称	契約方法	契約額	所属	契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	指示書 承諾書	急を要する 事実の 発生日	契約事務 審査会 開催日	審査方法 審議資料	作業 指示日	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項			
															契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	緊急性	その他
オ	東部生活衛生監視事務所事業用「なにわ300は7631」自動車修繕	特名 随意 契約	43,780	健康局	⑧その他 当該公用車は7月21日から事業者にて継続検査を受け、7月25日に納車されており、当該継続検査による不具合や見落としが考えられたことから、当該車両の確認を依頼したところ、引き渡し精査を受けることとなった。 当該車両を精査したところ、継続検査時には異常が認められなかった箇所に新たに不具合が発生しているとの報告あった。 当該車両を熟知しており、不具合内容の確認を実施し、点検および修理の対応が即時可能であった、当該事業者と契約を締結した。	⑤1者提示価格	—	2023/7/31	2023/3/31	①包括審議	—	2023/8/3	7月31日（月）16時ごろ、食品衛生調査に向かうために上記公用車で中央区千日前付近を運転し、施設付近の路肩に一時停車するために減速し左にハンドルを切った際、エンジンが突然停止し走行が不能な状態になった。あらためてエンジンをかけたところ、その際エンジンはかかり走行が可能となったため、施設調査を実施し、帰庁した。 帰庁後、走行中に突然エンジンが停止したとの報告を受けた。当該公用車は7月21日から事業者にて継続検査を受け、7月25日に納車されており、当該継続検査による不具合や見落としが考えられたことから、当該事業者に電話し当該車両の確認を依頼したところ、当該車両を当該事業者に8月1日に引き渡し精査を受けることとなった。 8月2日になり、当該事業者より、「当該車両を精査したところ、継続検査時には異常が認められなかった箇所に新たに不具合が発生している」との報告があった。 東部生活衛生監視事務所では、今後のスケジュールにおいて当該車両を含めた公用車全4台がほぼ毎日使用予定となっている一方で、1台でも使用不能な状態が継続すると業務に支障が出るため、早急に修理する必要がある。 当該車両は走行中にエンストが発生する可能性があり、安全運転に支障をきたしている状態にある中で、移動させることは事故に繋がることが想定されることから、当該車両を熟知しており、不具合内容の確認を実施した当該事業者へ確認し、点検および修理の対応が即時可能であるとの回答があったため、当該事業者と契約を締結する。	・契約事務審査会の包括審議では、相手方の選定方法については審議していなかったもの。	—	—	—	契約事務審査会の審議内容が不十分
オ	保健所庁舎整備用 安土町複合施設（保健所）消火用スプリンクラーポンプ配管漏水緊急修繕	特名 随意 契約	73,700	健康局	③密接不可分	⑤1者提示価格	—	2023/11/28	2023/3/31	①包括審議	—	2023/12/21	本案件により修繕を行う安土町複合施設（保健所）の消火用スプリンクラーポンプ配管は、消防用設備の一部であり、万一の火災発生に備え正常な状態を保つ必要がある。 今回の漏水はポンプと配管の接続箇所の劣化が要因であり、根本的に漏水を止めるには、漏水箇所の配管を取り換える必要がある。 漏水が続いたままでは、消火ポンプ自体が故障する恐れがあり、本来の目的である火災発生時にスプリンクラーが作動しないという最悪の事態を回避するために緊急修繕を行う必要がある。 緊急修繕を行うにあたり、契約事業者は、当年度の消防設備点検の保守業者であることから、対象設備の構造を熟知しており、期間内で業務の履行が可能な業者であるため、特名により契約を締結するものである。	・契約事務審査会の包括審議では、相手方の選定方法については審議していなかったもの。	—	—	—	契約事務審査会の審議内容が不十分
オ	大正保育所 動力引込幹線修繕	特名 随意 契約	79,200	こども 青少年局	②特殊業務	⑤1者提示価格	—	2024/3/5	2023/3/16	①包括審議	—	2024/3/8	大正保育所において、3月5日、調理室・3歳児室（2台）・4歳児室・5歳児室のエアコンが作動しなくなった。送配電事業者による状況確認の結果、引込線の保育所側部分が内部で断線していることが原因だった。 当該送配電事業者の担当者によると、復旧には動力部分の配線を交換する必要があるとのことであった。それができる業者を尋ねたところ、大阪府下唯一の電気工事業に係わる工業組合（大正区を所管）に問い合わせるよう案内をされた。そこで当該工業組合に問合せたところ、対応可能な業者として契約相手方を紹介された。 保育室のエアコンについては、冬季でインフルエンザ等が流行していることもあり、保育所児童の健康保持に欠かせないものであり、今回の断線では多数の児童に影響が及んでいるため、一刻も早く稼働できるよう動力の復旧が必要である。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」により、契約相手方と特名随意契約を行う。	・令和5年3月の契約事務審査会において、当局の令和5年度の契約方針について審議した。その際に、災害時等、緊急に対応が必要な案件は特名随意契約とする点については包括審議したが、契約相手方の選定方法については審議していなかった。	—	—	—	契約事務審査会の審議内容が不十分
オ	阿武山学園事業用 軽貨物車レッカー移動及び修繕業務	特名 随意 契約	153,971	こども 青少年局	⑧その他 軽貨物車が故障し、公道にて走行不能になったため、緊急で当学園から最短距離にありロードサービスに対応している当該事業者に依頼した。	⑤1者提示価格	—	2023/8/17	2023/3/16	①包括審議	—	2023/8/25	当園所有の軽貨物車を数地に隣接する高槻市道に一時停車させ、先日発生した地すべりの応急作業に使用する資材の積み下ろし作業を行っていたところ、車両のエンジンが停止し自力走行が不能となった。複数職員で車両を押して移動を試みたが、車両のギアがロックされており動かすことは出来ず、レッカー移動が必要な状態となった。本来であれば、当局契約方針に基づき見積合わせなどにより事業者選定する必要があるが、このまま車両を長時間市道に放置すると法令違反になるおそれもあり、至急移動させる必要があったため、当園から最短距離に事業所があり、ロードサービスに対応している上記事業者にレッカー移動の依頼を決定した。 また、当該車両の修繕についても、同者は過去に当該車両の車検業務の実績があり、レッカー移動に伴う作業を行うなかで故障内容の把握が可能で修繕期間の短縮が見込まれることから、契約相手方に修繕を依頼したものである。	・令和5年3月の契約事務審査会において、当局の令和5年度の契約方針について審議した。その際に、災害時等、緊急に対応が必要な案件は特名随意契約とする点については包括審議したが、契約相手方の選定方法については審議していなかった。	—	—	—	契約事務審査会の審議内容が不十分
カ	区庁舎設備維持用 天王寺区役所桜支障枝剪定業務	特名 随意 契約	22,000	天王寺 区役所	⑧その他 当区の植栽の剪定で実績がある事業者を選定	⑤1者提示価格	—	2023/6/29	2023/7/18	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/6/29	天王寺区役所玄関横の桜の木について、枝が伸び、隣家の壁に接触するおそれがあることまた国旗掲揚ポールに枝があたり毎日の上げ下ろしに支障が出てきていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、支障枝の剪定を行う。実施にあたっては、当区の植栽の剪定で実績がある契約相手方を特名し、随意契約を行う。	・緊急性を重視し、事後審議としたもの。 ・契約事務審査会において、緊急性や相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	見直し要	見直し要	—	事後に契約事務審査会で審議 契約事務審査会の審議資料が不十分
カ	区庁舎設備維持用 天王寺区役所樹木の害虫駆除業務	特名 随意 契約	22,000	天王寺 区役所	⑧その他 当区の植栽管理で実績がある事業者を選定	⑤1者提示価格	—	2023/7/3	2023/7/18	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/7/3	天王寺区役所正面玄関前の樹木について、枝の剪定を行った際に害虫が発生している形跡が見つかり、このまま放置しておくとも大量発生してしまう可能性が高いと指摘があったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、害虫駆除を実施する。 実施にあたっては、当区における植栽管理の実績のある事業者のうち契約相手方を特名し、随意契約を行う。	・緊急性を重視し、事後審議としたもの。 ・契約事務審査会において、緊急性や相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	見直し要	見直し要	—	事後に契約事務審査会で審議 契約事務審査会の審議資料が不十分
カ	区庁舎設備維持用 天王寺区役所給湯室ガス報知器等取替工事	特名 随意 契約	176,000	天王寺 区役所	⑧その他 都市整備局が締結している保守点検の事業者で、消防設備点検を担当している事業者を選定	⑤1者提示価格	—	2023/7/14	2023/7/31	⑤個別審議 (両方なし)	—	2023/7/27	地下1階の差動式スポット型感知器が経年劣化により誤作動し、現在火災が起きても感知できない状態であることから地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、工事を行う。併せて、1～6階給湯室内のガス検知器についても取替期限が過ぎており、同様の誤作動がおきるおそれがあることから同時に取替えを行う。実施にあたっては、保守点検等で設備が分かり迅速に業務が可能な契約相手方を特名し、随意契約を行う。	・緊急性を重視し、事後審議としたもの。 ・契約事務審査会において、緊急性や相手方の選定方法に関する審議資料は、随意契約理由書以外になかった。	見直し要	見直し要	—	事後に契約事務審査会で審議 契約事務審査会の審議資料が不十分

分類	案件名称	契約方法	契約額	所属	契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	指示書 承諾書	急を要する 事実の 発生日	契約事務 審査会 開催日	審査方法 審議資料	作業 指示日	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項			
															契約相手方 選定方法	予定価格 算定方法	緊急性	その他
キ	大阪市中央卸売市場東 部市場自走式高所作業 車緊急修繕	特名 随意 契約	226,600	中央卸売 市場	②特殊業務	⑥見積及び積算	○	2023/6/2	2024/7/31	④個別審議 (両方あり)	2023/6/9	2023/6/9	令和5年6月2日に自走式高所作業車が充電後に運転を開始した時、突然停止し、その後全く動作しなくなりました。詳細に原因調査を行った結果、内蔵バッテリーが劣化し、充電を完了後に使用開始するもすぐに電圧が急激に低下するため、所定の電圧が確保できず、動かなくなることが判明した。 本自走式高所作業車は、場内の各所修繕作業に使用しており、特に現在、場内各所で発生している雨漏りの修繕には必要不可欠なものである。このため早急に修理し、各所修繕作業をしなければ、大規模な雨漏りが発生し、市場運営に多大な支障をきたすため、緊急に修繕する必要がある。 本修繕対象車は海外製品であり、国内では唯一契約相手方が輸入・販売している。 修繕にあたって、迅速な部品の供給が可能であるとともに作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任の一元化を図ることができるのは契約相手方のみである。 よって、上記業者と契約を締結する。	—	—	—	事後に契約事務 審査会で審議	

分類	案件名称	契約方法	根拠法令	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項		
											契約相手方選定方法	予定価格算定方法	その他
ア	庁舎維持管理用 与力出張所汚水配管詰まりによる管洗浄作業	特名随意契約	１号	99,000	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤１者提示価格	2023/8/2	与力出張所汚水配管詰まりによる管洗浄作業については、故障箇所及び修理方法を特定するため分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 梅田出張所洗面所排水金具取替修理	特名随意契約	１号	77,000	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤１者提示価格	2023/9/4	梅田出張所洗面所排水金具取替修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 福島消防署冷却塔補給水配管修理	特名随意契約	１号	60,500	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/5/15	冷却塔補給水配管の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 西九条出張所 電気衣類乾燥機修理	特名随意契約	１号	57,475	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤１者提示価格	2023/9/11	電機衣類乾燥機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 此花消防署全自動洗濯機修理	特名随意契約	１号	31,460	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤１者提示価格	2023/12/22	全自動洗濯機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 中央消防署道頓堀出張所４階ドアレバーハンドル修理	特名随意契約	１号	47,850	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/4/17	中央消防署道頓堀出張所４階ドアレバーハンドルの修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 中央消防署東雲出張所２階小便器修繕	特名随意契約	１号	60,610	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤１者提示価格	2023/5/23	本件は、中央消防署東雲出張所の２階トイレ小便器（２基）の排水が止まらなくなったもの。衛生管理上、早急な修理を必要とするもの。契約相手方は今回の修理にあたり故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	職員安全衛生用 中央消防署食堂ウォータークーラー修理	特名随意契約	１号	22,154	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/7/10	中央消防署食堂ウォータークーラー修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 所轄指揮車（CC305）フロント・ウォッシュタンク修理	特名随意契約	１号	23,331	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/8/10	本件は、所轄指揮車（CC305）のフロント・ウォッシュタンクの警告灯が満水時でも点灯するもの。契約相手方は今回の修理にあたり故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	職員安全衛生用 中央消防署１階洗濯機修理	特名随意契約	１号	30,360	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/8/29	洗濯機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。契約相手方は部品の調達が早く、今回の修理にあたり迅速な対応ができる。 よって、本契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 小型タンク車（ST119）クーラー修理	特名随意契約	１号	24,750	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/10/6	小型タンク車のクーラー修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 西消防署小便器詰まり通管作業	特名随意契約	１号	47,300	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/5/16	小便器汚水管の詰まりについては、詰まり箇所を特定するため、配管を分解するなどの内部調査等が必要である。出張費、調査費等の経費を総合的に検討すると、修繕方法を検討した業者にそのまま修繕作業をさせたほうが合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき

分類	案件名称	契約方法	根拠法令	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項		
											契約相手方選定方法	予定価格算定方法	その他
ア	庁舎衛生管理用 江戸堀出張所洗濯機の上蓋修理	特名随意契約	1号	14,520	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/6/30	洗濯機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 西消防署小便器詰まり通管作業（2）	特名随意契約	1号	66,000	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/7/14	小便器汚水管の詰まりについては、詰まり箇所を特定するため、配管を分解するなどの内部調査等が必要である。出張費、調査費等の経費を総合的に検討すると、修繕方法を検討した業者にそのまま修繕作業をさせたほうが合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 新町出張所洗濯機の上蓋修理	特名随意契約	1号	33,000	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/9/21	洗濯機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 浴槽ガス給湯器スイッチの修理	特名随意契約	1号	49,500	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/5/12	港消防署田中出張所浴槽ガス給湯器スイッチの修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 小便器センサーの修理	特名随意契約	1号	70,290	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/5/24	港消防署田中出張所小便器センサーの修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 シャッター座面スイッチの修理	特名随意契約	1号	43,450	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/6/13	港消防署田中出張所シャッター座面スイッチの修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 港消防署2階待機室空調機器修繕	特名随意契約	1号	27,500	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/6/30	港消防署2階待機室空調機器修繕については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行ことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 港司令車の修理	特名随意契約	1号	89,540	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/7/14	港司令車の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、装置を分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 港消防署2階待機室空調機器基盤修繕	特名随意契約	1号	73,557	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/8/9	港消防署2階待機室空調機器修繕については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行ことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 広報車（P1504）のエアコン修理	特名随意契約	1号	99,550	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/8/23	港司令車の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、装置を分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき

分類	案件名称	契約方法	根拠法令	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項		
											契約相手方選定方法	予定価格算定方法	その他
ア	自動車整備用 救助工作車（BR15）エアコン修理	特名随意契約	1号	64,350	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/5/30	救助工作車（BR15）エアコンの修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 大正消防署空調機修理	特名随意契約	1号	99,000	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/8/31	大正消防署空調機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 大正消防署空調機修理（その2）	特名随意契約	1号	99,000	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/11/27	本件、大正消防署空調機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 浪速消防署電気衣類乾燥機ほか1台修理	特名随意契約	1号	77,165	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/4/28	浪速消防署電気衣類乾燥機ほか1台修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 浪速消防署浪速出張所洗濯機修理	特名随意契約	1号	23,562	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/5/11	浪速消防署浪速出張所洗濯機修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 浪速消防署浴室水栓ほか1か所修理	特名随意契約	1号	99,000	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/6/9	浪速消防署浴室水栓ほか1か所修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 浪速消防署恵美須出張所エアコン修理	特名随意契約	1号	25,190	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/9/1	浪速消防署恵美須出張所エアコン修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 浪速消防署洗濯機修理	特名随意契約	1号	44,220	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/10/31	浪速消防署本署洗濯機修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 浪速消防署立葉出張所洗濯機修理	特名随意契約	1号	24,310	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/11/14	浪速消防署立葉出張所洗濯機修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 浪速消防署恵美須出張所2階排水管洗浄作業	特名随意契約	1号	44,000	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/12/13	浪速消防署恵美須出張所2階排水管の洗浄作業については、詰まり箇所及び修理方法を特定するため、分解し内部調査・確認する必要がある。これらの行為は洗浄行為の一部であり、継続して詰まり箇所の洗浄を行うことが作業時間及び作業費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 浪速消防署浪速出張所通信機械室エアコン修理	特名随意契約	1号	25,190	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2024/1/18	浪速消防署浪速出張所通信機械室エアコン修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき

分類	案件名称	契約方法	根拠法令	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項		
											契約相手方選定方法	予定価格算定方法	その他
ア	自動車整備用 小型タンク車（ST201）前部赤色点滅灯修理	特名随意契約	1号	37,180	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2024/1/18	小型タンク車（ST201）前部赤色点滅灯の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 小型タンク車（ST201）後部赤色点滅灯修理	特名随意契約	1号	37,180	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2024/2/7	小型タンク車（ST201）後部赤色点滅灯の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 浪速消防署立業出張所ホース干場水栓修理	特名随意契約	1号	79,200	消防局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	2024/3/15	浪速消防署立業出張所ホース干場水栓修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 竹島出張所小便器配管洗浄作業	特名随意契約	1号	63,800	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/5/8	排水管の排水不良改修については、不良箇所及び修繕方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修繕行為の一部であり、継続して不良箇所の修繕を行うことが修繕時間及び修繕費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 大和田出張所の全自動洗濯機修理	特名随意契約	1号	33,121	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/6/19	全自動洗濯機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 淀川消防署 誘導灯修理	特名随意契約	1号	68,684	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/7/26	本件、淀川消防署の誘導灯修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 淀川消防署 全自動洗濯機修理	特名随意契約	1号	33,110	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/10/10	全自動洗濯機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 小型タンク車（ST78）のケーシリンダー交換修理	特名随意契約	1号	27,432	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/7/4	大阪市東成消防署が保有する小型タンク車（ST78）の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修繕時間及び修繕費用を削減することができ合理的である。よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 東成消防署中本出張所の排水管道管修理	特名随意契約	1号	93,500	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2024/1/16	大阪市東成消防署中本出張所の排水管の詰まりについて、修理方法の決定には排水管を分解するなど内部調査等が必要で、出張費、調査費の経費を総合的に検討すると、修理方法を検討した業者にそのまま修理させた方が合理的であると判断される。よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 救急車（A399）ヒーターユニット修理	特名随意契約	1号	98,664	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/6/9	救急車ヒーターユニット修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 生野消防署中川出張所エアコン室内機	特名随意契約	1号	28,545	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/6/15	エアコン修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき

分類	案件名称	契約方法	根拠法令	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項		
											契約相手方選定方法	予定価格算定方法	その他
ア	自動車整備用 救急車（Ａ３９０）エアコンプロアモーター取替修理	特名随意契約	1号	15,378	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/7/7	救急車エアコンプロアモーター取替修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 生野消防署ガス衣類乾燥機修理	特名随意契約	1号	59,708	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/8/1	ガス衣類乾燥機修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 救急車（Ａ３９０）ラジエータ冷却水漏れ修理	特名随意契約	1号	67,842	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/8/8	救急車の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 救急車（Ａ２７９）ラジエータ冷却水漏れ修理	特名随意契約	1号	75,374	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/8/7	救急車の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 所轄指揮車（ＣＣ３２１）ウォッシュータンク修理	特名随意契約	1号	18,370	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/9/29	消防車の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 救急車（Ａ３７２）ラジエータ冷却水漏れ修理	特名随意契約	1号	71,430	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/10/13	救急車の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 生野消防署中川出張所エアコン修理	特名随意契約	1号	85,800	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/12/22	エアコン修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 救急車（Ａ３９０）後部換気扇修理	特名随意契約	1号	43,106	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2024/2/19	救急車（Ａ３９０）後部換気扇修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 掃除用流し修理	特名随意契約	1号	27,500	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/4/26	掃除用流しの修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 小型タンク車（ST101）エアコン修理	特名随意契約	1号	9,020	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/7/7	小型タンク車のエアコン修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 照明器具交換修理	特名随意契約	1号	13,420	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/7/18	照明器具交換修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 阿倍野消防署トイレ配管、排水樹の管内調査及び洗浄	特名随意契約	1号	84,700	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/6/20	トイレ汚水管の詰まりについては、詰まり箇所を特定するため、配管を分解するなどの内部調査等が必要である。出張費、調査費等の経費を総合的に検討すると、修繕方法を検討した業者にそのまま修繕作業をさせたほうが合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき

分類	案件名称	契約方法	根拠法令	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項		
											契約相手方選定方法	予定価格算定方法	その他
ア	自動車整備用 指揮車（CC323）エアコン修理	特名随意契約	1号	62,040	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/5/15	指揮車（CC323）のエアコン修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 住之江消防署小便器通管修繕	特名随意契約	1号	82,500	消防局	⑤業者リスト	⑤1者提示価格	2024/3/11	住之江消防署小便器通管修繕については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	救急活動用 パルスオキシメーター修理	特名随意契約	1号	30,800	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/4/13	住吉消防署救急隊で使用しているパルスオキシメーターの修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 住吉消防署本署ガス衣類乾燥機修理	特名随意契約	1号	43,505	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/4/14	住吉消防署本署ガス衣類乾燥機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 救急車（A366）運転席パワーウィンドウ修理	特名随意契約	1号	18,315	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/4/27	救急車（A366）運転席パワーウィンドウの修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 住吉消防署苅田出張所2階食堂換気扇修理	特名随意契約	1号	43,450	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/6/12	住吉消防署苅田出張所2階食堂換気扇修理については、不良箇所及び修理方法を特定するため、換気扇の点検・確認する必要がある。そのため、内部調査から継続して不良箇所の修理を行うことが修繕時間及び費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 住吉消防署本署地下1階電灯用開閉器取替修理	特名随意契約	1号	27,500	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/6/13	住吉消防署本署地下1階電灯用開閉器取替修理については、不良箇所及び修理方法を特定するため、電気回路の点検・確認をする必要がある。そのため、内部調査から継続して不良箇所の修繕を行うことが修繕時間及び費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 住吉消防署本署洗濯機修理	特名随意契約	1号	18,260	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/8/2	住吉消防署本署洗濯機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 救急車（A387）ドアミラー修理	特名随意契約	1号	18,370	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/9/20	救急車（A387）ドアミラーの修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 平野消防署喜連出張所空調設備修理	特名随意契約	1号	66,550	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/4/19	空調設備の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 平野消防署長吉出張所全自動洗濯機修理	特名随意契約	1号	10,560	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/5/22	洗濯機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 平野消防署本署電気衣類乾燥機修理	特名随意契約	1号	41,437	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/5/22	乾燥機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和58年4月1日付経理第5002号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	—	—	—	最新の運用に改めるべき

分類	案件名称	契約方法	根拠法令	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項		
											契約相手方選定方法	予定価格算定方法	その他
ア	庁舎維持管理用 西成消防署トイレ土間排水管道管作業	特名随意契約	1号	47,300	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/5/29	土間排水管道管作業については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第1６7条の２第１項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 西成消防署ガス衣類乾燥機修理	特名随意契約	1号	72,523	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/7/28	ガス衣類乾燥機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第1６7条の２第１項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 西成消防署食堂排水管道管作業	特名随意契約	1号	99,000	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/12/28	土間排水管道管作業については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第1６7条の２第１項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	自動車整備用 小型タンク車（海道ST79）オイル漏れ点検及びラジエータホース交換	特名随意契約	1号	45,718	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2024/2/1	西成消防署の小型タンク車（ST79）の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第1６7条の２第１項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 西成消防署テレビアンテナブースター交換修理	特名随意契約	1号	91,300	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2024/2/26	テレビアンテナブースターの修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第1６7条の２第１項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎衛生管理用 洗濯機修理	特名随意契約	1号	22,638	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/6/2	洗濯機（ＮＡ－Ｆ５０Ｂ１１）の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第1６7条の２第１項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月１日付経理第５００２号による「小額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 正門横門扉修理	特名随意契約	1号	80,300	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	②複数下見積	2023/4/25	高度専門教育訓練センターの東側道路に面する正門横門扉は、経年劣化によりヒンジのボルトが折れ、現在、常時開放している状態となっている。 故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第1６7条の２第１項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月1日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 刈払機ほか３点修理	特名随意契約	1号	99,968	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/6/1	刈払機及びヘッジトリマの修理では、故障箇所及び修理方法を特定するため装置を分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第1６7条の２第１項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月1日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎維持管理用 乗用草刈機の修理	特名随意契約	1号	98,780	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/10/23	乗用草刈機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解点検をする必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して故障箇所の修理及び交換を行うことが、修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第1６7条の２第１項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月1日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎管理用 電気衣類乾燥機の修理	特名随意契約	1号	23,375	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/4/27	南方面隊庁舎に設置している電気衣類乾燥機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第1６7条の２第１項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月1日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎管理用 電気衣類乾燥機の修理（その２）	特名随意契約	1号	46,090	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/6/21	南方面隊庁舎に設置している電気衣類乾燥機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第1６7条の２第１項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月1日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき
ア	庁舎管理用 ガス衣類乾燥機の修理	特名随意契約	1号	31,603	消防局	⑧その他 対応可能な複数業者の中から比較検討し、業者選定	⑤1者提示価格	2023/12/14	北消防署梅田出張所（北方面隊）に設置しているガス衣類乾燥機の修理については、故障箇所及び修理方法を特定するため、分解し点検・確認する必要がある。これらの行為は修理行為の一部であり、継続して不良箇所の修理を行うことが修理時間及び修理費用を削減することができ合理的である。 よって、本契約は地方自治法施行令第1６7条の２第１項第1号（予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするとき）及び昭和５８年４月1日付経理第５００２号による「少額特名随意契約」を適用し、契約相手方を指定する。	－	－	－	最新の運用に改めるべき

分類	案件名称	契約方法	根拠法令	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項		
											契約相手方選定方法	予定価格算定方法	その他
イ	各種保健事業用　公用車の自動車損害賠償責任保険の契約	特名随意契約	2号	17,650	港区役所	⑦密接関連	③固定価格	2023/7/10	本件自動車損害賠償保険は、自動車損害賠償保障法第5条により契約締結が強制されており、その保険料は保険会社により異なるものでなく、車種及び保険期間により一律に定められている。さらに、保険金額は同法施行令で定められているとともに、損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所の調査結果及び国が定める支払い基準に基づき支払額が決定されるため、保険会社による差異はない。また、当該自賠責保険は、道路運送車両法第62条で規定する継続検査時に更新するものであり、当該車検業者は保険代理店として保険契約締結及び保険料領収の業務を当該保険会社から委託されていることから、当該保険会社の代理店である車検受注業者と契約することにより、最も効率的に契約締結することができる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、今回の車検受注業者と契約する。	・車検と密接不可分であると認識し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	保健福祉センター事業用車両に係る自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険	特名随意契約	2号	17,650	大正区役所	⑧その他 車両整備の契約事業者に依頼	③固定価格	2024/2/2	自動車損害賠償保険（以下「自賠責保険」という。）は、自動車損害賠償保障法第5条により契約締結が強制されており、その保険料は、同法施行令で車種及び保険期間により一律に定められており、契約相手方（以下「保険会社」という。）により異なるものでない。 また、保険金の支払いについても、損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所の調査結果及び国が定める支払い基準に基づき支払額が決定されるため、保険会社による差異はない。 本件自賠責保険は、今年度、当区保健福祉センター事業用車両の道路運送車両法第62条に定める車検整備（以下「本車検整備」という。）に伴い更新するものであるが、本車検整備の受注業者が代理店となっている保険会社と契約することにより、最も効率的に契約締結することができる。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、今回の車検受注業者が代理店となっている保険会社と契約する。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨	
イ	地域安全防犯対策事業　大阪市東淀川区青色防犯パトロール事業用自動車（なにわ400ち2712）の自賠責保険料	特名随意契約	2号	12,850	東淀川区役所	⑦密接関連	③固定価格	2023/7/6	本件、自賠責損害賠償保険（以下「自賠責保険」という。）は、今年度、当区で使用する青色防犯パトロールカーの車検整備に伴い更新するものである。自賠責保険は、自動車損害賠償保障法第5条により条約締結により強制されており、その保険料は、同法施行令で車種及び保険期間により一律に定められており、契約相手方により異なるものではなく、保険金の支払いについても、損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所の調査結果及び国が定める支払い基準に基づき支払額が決定されるため、保険会社による差異はない。 よって、本車検整備の受注業者が代理店となっている保険会社と契約することにより、最も効率的に契約締結することができるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、今回の車検受注業者が代理店となっている保険会社と契約する。	・車検と密接不可分であると認識し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	地域安全防犯対策事業　大阪市東淀川区青色防犯パトロール事業用自動車（なにわ580ほ2787）の自賠責保険料	特名随意契約	2号	17,540	東淀川区役所	⑦密接関連	③固定価格	2023/7/6	本件、自賠責損害賠償保険（以下「自賠責保険」という。）は、今年度、当区で使用する青色防犯パトロールカーの車検整備に伴い更新するものである。自賠責保険は、自動車損害賠償保障法第5条により契約締結が強制されており、その保険料は、同法施行令で車種及び保険期間により一律に定められており、契約相手方により異なるものではなく、保険金の支払いについても、損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所の調査結果及び国が定める支払い基準に基づき支払額が決定されるため、保険会社による差異はない。 よって、本車検整備の受注業者が代理店となっている保険会社と契約することにより、最も効率的に契約締結することができるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、今回の車検受注業者が代理店となっている保険会社と契約する。	・車検と密接不可分であると認識し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	乳幼児健診事業用　体重計修理業務	特名随意契約	6号	8,800	東淀川区役所	②特殊業務	⑤1者提示価格	2023/9/25	当該物品の修理にあたり、製造メーカーに問い合わせたところ、製造メーカーでの修理は行っておらず、また、古い体重計であるため、修理が可能な業者として紹介できるのは、関連企業の1社のみであるという回答を得た。大阪市入札参加資格のある他の電気機器修理業者の2者に問い合わせたところ、この修理業務は取り扱っていないということであった。早急に対応する必要がある、この業者に修理業務を依頼した。	・既に日程等の周知がされている乳幼児健診で使用する体重計の故障が発覚したため、検診までに修理対応しなければ、乳幼児の身体にケガを与えるおそれがあるとして、早急に契約をしなければ契約する機会を失う趣旨の地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の適用で整理したもの。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	危機管理対策用　東住吉区役所災害対策用職員住宅什器借入	特名随意契約	7号	98,208	東住吉区役所	⑧その他 下見積による価格の比較により、現事業者の方が明らかに安価であったため、特名随意契約により選定を行った。	②複数下見積	2023/4/1	○経緯 ・本契約は、災害対策用職員住宅における家具等の什器の借入を行うものである。 ・本契約は、令和2年度に公募型見積合わせにより契約相手方を選定し、以降も借り入れが必要なことから、搬入・撤去にかかる費用を抑えることができるメリット等を考慮し、令和5年度までの毎年度、同事業者と特名随意契約を締結したものである。（なお、前区長の任期満了により令和6年度は案件が生じていない。） ○契約を単年度とした理由 ・長期継続契約を締結できる契約を定める条例に該当しない案件と考え、予算単年度主義の原則に基づき単年度契約としたものである。（条例第1号に定める「商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的なもの」に該当しないと考えたため。） ・また、公募区長の任期があるものの、様々な状況の変化にも対応できるよう、毎年度、借入の必要性を精査したうえで公募型見積合わせを実施し、契約相手方を選定する予定としていた。 ○特名随意契約（7号随意契約）とした理由について ・本契約については上記のとおり、現に契約履行中の業者に引き続き実施させることで、搬入・撤去にかかる経費を削減できるなど、公募型見積合わせを行うことより安価となることが明らかであり、現に下見積を徴した際には、他の事業者に比して安価な見積もりとなっていた。 ・そのため、契約事務審査会において7号随意契約理由の「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に該当するものと判断し、同事業者と契約を締結したものである。	・複数見積書を徴取した結果、現事業者は搬入費用がかからず、他社と比較して費用が3分の1程度であったため、著しく有利な価格であると判断したものの。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	情報システム基盤管理事業用　令和5年度Asp・SaaS型大容量ファイル送受信サービス利用	特名随意契約	7号	283,800	デジタル統括室	⑧その他 複数者見積	⑤1者提示価格	2023/4/1	契約相手方のASP・SaaS型大容量ファイル送受信サービスは、過去の複数地方公共団体による一括入札・契約と同額の契約が引き続き可能であり、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みであるため。	・サービス提供可能事業者の見積をもとに判断した。現事業者以外の事業者と契約を行うと導入経費が別途かかるため、結果として現事業者が最安値となっていると思料したものの。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨

分類	案件名称	契約方法	根拠法令	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項		
											契約相手方選定方法	予定価格算定方法	その他
イ	市たばこ税申告書「第34号の2様式」ほか1点買入	特名随意契約	7号	8,100	財政局	⑧その他 受注者は政令指定都市等を正会員として設立された一般財団法人であり、申告書様式を都道府県及び市町村向けに全国規模で調製しており、会員である本市は市たばこ税申告書等を有利な価格で調達することができるため	②複数下見積	2024/1/22	今回契約を行う契約相手方は、申告書様式を都道府県及び市町村向けに全国規模で調製しており、会員である本市は市たばこ税申告書等を有利な価格で調達することができるため、当該事業者と随意契約を締結するものである。	・市たばこ税申告書は本市での必要数が例年300枚程度と少なく、本市で調達した場合の1枚あたりの印刷単価は高額になる。しかし、受注者は政令指定都市等を正会員として設立された一般財団法人であり、地方公共団体の購入単価の低廉に資するため、税に関する申告書様式を作成しており、市たばこ税申告書についても例年数千部単位で大量発注を行っており購入単価が安価に調達できることから、本件の帳票にかかる費用は、他の事業者からの見積金額とは大きく差が開いている。 ・本市は正会員であることから送料も無料である。 ・時価に比して著しく有利な価格を疎明する審議資料は、複数事業者からの見積書のみであるが、受注者の購入単価と比較し、著しく有利な価格であることを例年客観的に確認している。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	令和5年度 もと地域活動支援プラザ旭機械警備業務委託	特名随意契約	6号	116,160	福祉局	⑧その他 現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、経費の節減が確保でき、有利と認められる業務	⑤1者提示価格	2023/4/1	本案件の機械警備実施対象であるもと地域活動支援プラザ旭は、早期の売却が企図されているものの時期については未確定であり、売却までの適切な財産管理のため、機械警備を実施している。 本業務委託は、当初公募型比較見積による業者決定を行っており、令和5年度においても引き続き当該業者と契約を行うことにより、既設機器の撤去や新たな機器の設置等の工事を実施することなく、機械警備業務を実施することが可能である。 以上のことから、当該業者と引き続き契約を行う方が、経費の節減が確保できる等有利であるため、令和5年度においても、契約相手方との特名随意契約による業務委託を実施する。	・外的要因によって暫定的に期間を延長していたため、入札等への発注方法の切替ができず、同一事業者と再度契約をしているもの。暫定期間延長する前の契約と比べ費用は同額以下である。 ・複数者見積により現行事業者と引き続き契約を行う等有利であると確認済。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	もと大阪市立信太山老人ホーム跡地等管理のための機械及び巡回警備業務	特名随意契約	6号	765,600	福祉局	⑧その他 現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、経費の節減が確保でき、有利と認められる業務	⑤1者提示価格	2023/4/1	本件施設は、現在、商品化を進めており、売却先が確定次第、売却手続きを行う予定としており、それまでの間、無人化した施設の警備が必要である。 本案件については、平成22年度より公募型見積り合わせにより選定した当該業者と契約を締結しているところである。 令和5年度においても、引き続き当該業者と契約を行うことにより、施設内の警備装置も減価償却期間内であることから、既存の装置をそのまま活用でき、新たに警報装置を設置するより安価となり、既存の装置を活用することから撤去・設置工事を実施することなく間断なく警備業務を実施することが可能である。 以上のことから、競争入札に付して業者選定を行うより当該業者と引き続き契約を行う方が、経費の節減が確保できる等有利であるため、随意契約を行うこととする。	・外的要因によって暫定的に期間を延長していたため、入札等への発注方法の切替ができず、同一事業者と再度契約をしているもの。暫定期間延長する前の契約と比べ費用は同額以下である。 ・複数者見積により現行事業者と引き続き契約を行う等有利であると確認済。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	北区菅原町複合施設 機械警備業務	特名随意契約	6号	561,000	福祉局	⑧その他 現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、経費の節減が確保でき、有利と認められる業務	⑤1者提示価格	2023/4/1	機械警備の契約については、履行にあたり、特定の物品や設備等を準備するなど初期費用がかかることから長期継続契約を締結することができる契約を定める条例により、契約期間は3～5年程度を目安に長期継続契約を行うことが基本となっている。 しかし現在設置している機械は利用可能な状態であり、新たな事業者と契約締結した場合には、機械設置のための初期投資等が必要となることから、現行の契約履行中の事業者に引き続き実施させた場合、経費の削減が確保できる等有利と認められることや、現在設置している警備機器等について正常作動確認や異常発生時の対応等を実施できるのは、当該事業者のみである。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、当該事業者と特名随意契約を締結する。	・外的要因によって暫定的に期間を延長していたため、入札等への発注方法の切替ができず、同一事業者と再度契約をしているもの。暫定期間延長する前の契約と比べ費用は同額以下である。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	令和5年度 大阪市重度心身障がい者（児）住宅改修費給付事業用委託	比較見積	6号	710,600	福祉局	－	－	2023/4/1	重度心身障がい者（児）住宅改修費給付事業（以下「当該事業」という。）は、重度の障害のある方が、障がい起因する住環境上の課題について、住宅を改修することにより軽減・解消できると判断できる場合、住宅改修に係る工事費用を助成する事業であり、住環境上の課題や課題解決のための改修方法は実に多様であり、福祉と建築の双方の観点から、専門的な確認と判断が必要な事業である。 また、昨今は、介護保険をはじめとした住宅改修に係る公的助成をターゲットとした悪質業者による不正請求や強引な勧誘等が見受けられ、助成の決定にあたっては、真に必要な工事が適切に行われるよう厳格なチェックが求められる。 本件審査業務は、対象者の身体や生活状況に加え、住居の状態から生じる住環境上の課題に対して、建築の専門的な見地から、課題解決に有効かつ安全な改修であるか、そして、工事価格が適正であるかを見極めることを目的としており、当該事業において、公正性を担保するための重要な役割を担っている。 当該審査業務の受託者選定にあたっては、建築士の資格を有した者や営利を目的とした民間事業者等による競争入札とした場合、受託者と住宅改修工事の請負業者との関係性に制限を設けることができず、公平で中立的な審査を担保することができないため、公的な立場から審査を行うことのできる事業者を選定する方法に依らなければならない。 以上のことから、本件審査業務の受託者選定にあたっては、大阪市内にある公益社団法人及び地方受託供給公社法に基づき設立された公社で、建築の評価及び建築士への講習・指導を行っている団体から選定するが、このうち履行可能と回答した事業者が本市入札参加資格者名簿に登録がなく、競争入札が実施できないことから、比較見積により受託者を選定し随意契約を締結する。	・対応可能事業者に入札参加資格を保有するものがおらず、比較見積を実施した。これについては、「競争入札に付することが不利と認められるとき」として、6号随意契約を適用した。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	令和5年度 河川事務所機械警備業務委託	特名随意契約	6号	211,200	環境局	⑧その他 現に契約履行中の業者に引き続き実施させた場合に、新たに機械警備の機器設置費用が生じず、経費の節減が確保できる等有利と認められるため	④例年と同等	2023/4/1	本件は、別途発注する「河川水面清掃及び河川清掃ごみ運搬業務委託」における拠点となっている環境局旧河川事務所及び上記業務委託で使用する木津川占用水面上に係留している船舶の警備を行うものである。警備方法は、機械警備システムで行い、異常感知装置、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた警備活動となる。また、木津川占用水面上の船舶については、河川事務所屋上に設置する監視カメラにより警備を行う。機械警備は、監視カメラ等の機材や機材の設置にかかる初期投資等が必要であることから、長期継続契約を締結することができる案件であるが、河川管理者である大阪府、大阪市建設局との事業運営についての協議を令和5年度も引き続き行うことにより、今後の事業運営方針変更の可能性もあるため、長期継続契約を締結することは、現時点では馴染まないことから、今年度についても引き続き1年間の契約期間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）とする。 警備委託を行っている契約相手方は、既に機材等の設置を行っているため、新たに設置のための費用負担が発生せずに警備を行うことができる。以上より、当該事業者と特名随意契約をする。	・別契約の河川水面清掃（府市連携業務）において当該河川事務所を使用できるとしているが、大阪府との実施協定については、毎年度締結することとされている。河川水面清掃の契約での使用以外には河川事務所は使用しておらず、その都度契約に基づく使用の有無を確認のうえ、業務の必要性を判断しており、この間使用が続いている。 ・随意契約にあたっては、他事業者からの見積で比較し現行事業者が安価であることから契約相手方として選定している。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨

分類	案件名称	契約方法	根拠法令	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項		
											契約相手方選定方法	予定価格算定方法	その他
イ	令和5年度4級基準点測量成果検定業務委託	比較見積	2号	19,140	都市整備局	－	－	2023/8/24	本業務は、西喜連住宅第2地区土地区画整理事業の施行に伴う道路整備において、4級基準点の新設を行ったため、その測量成果の検定（以下「成果検定」という。）を行うものである。 成果検定は、測量成果（基準点測量成果、数値地図・G I S基板データ等）の品質確保の観点から、測量法第33条（作業規程）に基づき定めた大阪市土地区画整理事業測量作業規程第16条（測量成果の検定）に則り、成果検定に関する技術を有する第三者機関による測量成果品の評価・判定を行うものである。 成果検定を実施する機関は、国土地理院が定める「測量機器及び測量成果の検定に関する基準及び登録要領」に掲げる条件を満たす必要があり、国土地理院が測量成果検定機関として認定し、測量成果検定機関登録名簿に登録されていないといけない。 基準点測量の成果検定を実施できる検定機関は、測量成果検定機関登録名簿に登録されている検定機関の中でも限られていることから、本業務の実施にあたり、対象となる検定機関から見積を徴した上で、最も安価を提示した者を選定し、随意契約を締結するものである。	・国から指定された3機関のみが対応できる案件であり、履行できる事業者が特定される業務であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると考えた。また、履行できる事業者は特定されるものの、複数事業者が存在することから、競争性を確保するために比較見積を行ったもの。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	スマートフォン端末機器買入及び通信サービス契約の申込み	比較見積	2号	648,436	都市整備局	－	－	2023/9/22	本業務は、公共建築室における業務の繁忙状況の改善に向け、工事監督業務の効率化を図るため、映像、音声の現場臨場（工事現場確認（立会・検査）、安全パトロール、事故対応、苦情対応）に使用する目的で、通信事業者が提供するモバイル回線による通信が可能なスマートフォン端末機器の購入及び通信サービス契約の申し込みを行うものである。 情報端末の運用を行う上で、スマートフォンの一元管理、セキュリティ管理が必要であるため、業務に支障がなく通信速度が安定している通信会社大手3者に対して比較見積を実施することとした。3者見積もりの結果、1者は見積徴取後辞退したため、残る2者で比較を行い、最も安価な見積額を提示した者と随意契約を締結するものである。	・求める規模の通信回線を提供できる事業者が3者のみであり、履行できる事業者が特定される業務であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると考えた。また、履行できる事業者は特定されるものの、複数事業者が存在することから、競争性を確保するために比較見積を行ったもの。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	給水装置竣工図書ファイリングシステム端末機器一式（その2）長期借入 再リース	特名随意契約	6号	722,040	水道局	⑧その他 現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、経費の節減が確保できると認められた	②複数下見積	2023/9/27	給水装置竣工図書ファイリングシステム端末機器一式の借入は、管路情報管理システム（以下「マッピング」という。）の再構築に併せて行うもので、新たなマッピングは令和5年10月にリリース予定であったことから、工期末を令和5年9月末としていた。しかしながら、マッピングの再構築の見直しにより、新たなマッピングのリリースが令和6年4月となったことから、現マッピングでの運用を6ヶ月間延長することとなり、これに併せて給水装置竣工図書ファイリングシステムの運用も6ヶ月間延長する必要があるため、本機器類の借り換えが必要となった。 6か月の新規リース契約が可能な業者から見積を徴取したところ、再リースのほうが新規契約より経済的であることを確認できたことから、当該契約を行うに相当な妥当性及び合理性があると判断できるため特名随意契約を行う。	・地方公営企業法第21条の3第1項第6号の「契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき」に該当すると認識したものの。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
イ	管路情報管理システム端末機器等一式 長期借入（再リース）	特名随意契約	6号	5,290,824	水道局	⑧その他 現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、経費の節減が確保できると認められた	②複数下見積	2023/9/28	管路情報管理システム（以下「マッピング」という。）端末機器等一式の借入は、マッピングの再構築に併せて行うもので、新たなマッピングは令和5年10月にリリース予定であったことから、工期末を令和5年9月末としていた。しかしながら、マッピングの再構築の見直しにより、新たなマッピングのリリースが令和6年4月となったことから、現マッピングでの運用を6ヶ月間延長することとなったため、本機器類の借り換えが必要となった。 6か月の新規リース契約が可能な業者から見積を徴取したところ、再リースのほうが新規契約より経済的であることを確認できたことから、当該契約を行うに相当な妥当性及び合理性があると判断できるため特名随意契約を行う。	・地方公営企業法第21条の3第1項第6号の「契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき」に該当すると認識したものの。	－	－	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
ウ	令和5年4月9日執行予定の統一地方選挙に係る開票事務用開披台等借入	特名随意契約	7号	528,110	北区役所	⑧その他 選挙の開票作業を効率よく行うには、長時間起立の姿勢を保ちながら適度な高さで開披選別が行える台が必要となる。起立の姿勢に合わせるため、開披台及び内容点検台、審査台となる机は天板の高さを970mmで統一するなど、既製品には無い、特殊な仕様のもを使用している。	⑤1者提示価格	2023/4/1	令和5年4月9日執行の統一地方選挙に係る開票事務用の開披台等の借入にあたり、迅速かつ的確に開票事務を行うため、長時間起立の姿勢を保ちながら開票事務を行うことが可能な開披台が必要となる。起立の姿勢に合わせるため、開披台及び内容点検台、審査台となる机は天板の高さを970mmで統一するなど、既製品には無い、特殊な仕様のもを使用している。この仕様の開披台等はある事業者が作成し、その後、契約相手方に事業譲渡を行い、必要台数を保管している。特殊な仕様の製品を新たに作成し、借入れを行うことに比べ、既に同仕様によって作成済みの製品を借入れることで安価な契約を行うことができる。よって、時価に比して著しく有利な価格で契約できると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に該当すると判断し、契約相手方と随意契約を締結する。	・これまでに比較見積を行ってきたが、開披台を所有している事業者以外は、見積を辞退している状況であった。開披台の所有の有無で費用が大きく異なることから著しく有利な価格であると判断したもの。	見直し要	見直し要	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
ウ	令和5年度淀川区役所機械警備業務委託	特名随意契約	2号	105,600	淀川区役所	⑧その他 既設の機械が利用可能なうえに安価であるため、継続して同事業者を選定	⑤1者提示価格	2023/4/1	淀川区役所庁舎については、庁舎の規模や宿直員の人数等を考慮すると、開庁時間外において機器を用いた警備を行う必要がある。現在導入している警備機器に大きな故障もなく警備業務を履行できしており、引き続いての警備機器の使用に支障がないと判断できることから、現存の警備機器を引き続き使用して警備業務を実施できる事業者に業務を委託することが経済的に有利であり本市の利益の増進につながると判断される。 上記の理由により、現在設置している警備機器所有者である契約相手方と随意契約を行う。	・既設の機械が利用可能なうえに安価であるため、継続して同事業者と契約を締結した。	見直し要	見直し要	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
ウ	東淀川区役所出張所3階男子便所小便器緊急止水	特名随意契約	6号	44,000	東淀川区役所	⑧その他 本市「水漏れ修繕対応可能な指定給水装置工事事業者一覧」より、修繕における確実性を担保するため、同様の修繕実績を考慮した上で選定	⑤1者提示価格	2023/9/23	東淀川区役所出張所3階男子便所において、小便器のピストンバルブ故障により洗浄水が流れ続ける状態となった。当該部分の止水弁が非常に固く、職員では応急処置的に締めることもできない状態であり、このままでは水が溢れ出し下階に漏水する恐れがあったため、やむを得ず緊急の対応が可能な事業者に依頼し、緊急修繕を行うものである。	・本件は漏水に伴う修繕だが、緊急性を要する地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用するまではいかないものであったため、早急に契約をしなければ契約する機会を失う趣旨の第6号の適用で整理したもの。 ・本市「水漏れ修繕対応可能な指定給水装置工事事業者一覧」より、修繕における確実性を担保するため、同様の修繕実績を考慮した上で選定。	見直し要	見直し要	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
ウ	令和5年度 城東区役所仮設倉庫警備委託	特名随意契約	2号	105,600	城東区役所	⑧その他 当該事業にて実績のある事業者を選定	④例年と同等	2023/4/1	当該施設は経済戦略局所管の施設の一部を、1年間の使用承認を受けて仮設倉庫として使用している。 現在、もと城東区民ホールを防災倉庫として活用すべく整備計画を早急に進めており、令和6年度末には工事完了を迎え、仮設倉庫に収納している物品は整備後の防災倉庫に移す予定である。 使用承認が1年毎であることから当該随意契約により費用の低減が図られるため2号随意契約を行ってまいりたい。	・現在の業務委託を継続した場合、主に警備委託にかかる人件費部分のみであるが、新たに他社と委託契約をおこなう場合、警備用設備の入れ替えにかかる初期費用が発生する。経費負担の観点から、前者が本市において有利であることは明らかであるため、引き続き随意契約を行った。なお、新倉庫が令和6年度に完成するため、当該業務は当該年度で終了。	見直し要	見直し要	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨

分類	案件名称	契約方法	根拠法令	契約額	所属	契約相手方選定方法	予定価格算定方法	契約日	随意契約理由	補足説明	見直すべき事項		
											契約相手方選定方法	予定価格算定方法	その他
ウ	もと市民交流センターひがしよどがわ外1施設機械警備業務委託	特名随意契約	6号	369,600	市民局	⑧その他 現に契約履行中の業者に引き続き実施させたとき、経費の節減が確保でき、有利と認められる業務	⑤1者提示価格	2023/4/1	もと市民交流センターひがしよどがわ外1施設については、財産処分までの期間を対象とした警備となる。新たな事業者と契約を締結した場合、機械設置のための初期投資（工事費等）が必要となることを考慮すると、現行の機械警備を実施している業者の機械を活用し警備を行う方が市費の支出減となることから、現在機械警備をおこなっている業者へ特名随意契約をおこなう。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号による）	・機械警備の対象である施設が処分予定の未利用地であり、処分検討地としているが、具体的な処分時期が未定であり、入札で応札者が望めるほどの契約期間を設定することができず、1年度単位で当該事業者と随意契約を締結していたもの。	見直し要	見直し要	根拠法令のよりふさわしい選択の推奨
エ	区庁舎設備維持用 簡易専用水道の法定検査業務	特名随意契約	2号	3,300	天王寺区役所	⑧その他 同検査については大阪府下の業者の価格が同一のため、昨年度まで契約し、建築物竣工図等の検査添付書類の提出が免除され、複写の料金や郵送料経費削減が見込める業者を選定	③固定価格	2024/3/25	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の適用を受ける簡易専用水道の法定検査については、年1回検査を受ける必要があるが、同検査については大阪府下の業者の価格が同一のため、昨年度まで契約し、建築物竣工図等の検査添付書類の提出が免除され、複写の料金や郵送料経費削減が見込める事業者を特名し、契約相手方とする。	・法定検査業務であり、検査費用自体は一律だが、新規事業者の場合は図面等を送付する郵送料が別途かかることから、結果として安価である現行事業者と随意契約を締結している。	—	—	事務作業の改善が必要
エ	地域安全防犯対策事業 令和5年度東淀川区における夜間の青色防犯パトロール業務委託（4月分）	特名随意契約	6号	203,280	東淀川区役所	②特殊業務	④例年と同等	2023/4/1	夜間の青色防犯パトロール業務委託事業については、東淀川区内の大阪重点犯罪の発生件数が依然として市内ワースト上位の水準にある中で、区役所・地域・民間を活用した青パトが連携し、切れ目のない青色防犯パトロール活動を実施することで、より一層犯罪を発生させない環境を構築することを目的として実施しているところである。 令和5年度東淀川区での夜間の青色防犯パトロール業務委託については、一般競争入札による契約手続きを進めているところである。 しかしながら、4月から夜間の青色防犯パトロールの実施にあたっては、新規業者は新規団体として大阪府警へ証明書（青色防犯パトロール活動適正実施団体）の変更申請や車検証への追加記載の手続きに概ね1か月程度かかるが、契約予定日である令和5年4月1日以前にこれらの手続きをしておく旨を仕様書に盛り込むことができないため、契約日から手続きが完了するまでの1か月間は夜間の青色パトロールができないこととなる。 そのため、本事業の目的達成のために4月も夜間の青色防犯パトロールを実施するためには、大阪府警に東淀川区青色防犯パトロール活動適正実施団体として登録されている現契約履行中の事業者引き続き委託する必要がある。 このことから、4月1日からの1か月間の事業実施については、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により当該事業者に委託する。	・例年5月～3月末までの間の業務は入札を実施しているが、4月の業務は別途必要な警察との調整業務に1か月程度要するため、前年度の受注者と随意契約を実施している。 ・早急に契約をしなければ契約する機会を失うため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号としているもの。	—	—	事務作業の改善が必要
オ	CNP形成事業用 海外出張（アメリカ合衆国）に伴う逐次通訳業務委託	特名随意契約	2号	316,386	大阪港湾局	⑧その他 専門的な知識を有する者を通訳として手配する必要があるとともに、同行する阪神国際港湾株式会社と同契約相手方に委託しており、全日程で同じ通訳者の確保が不可欠である。	②複数下見積	2023/10/16	本案件は、アメリカ合衆国への出張に伴いロサンゼルス港湾局および現地企業と港湾分野のうち脱炭素化に関する意見交換等を実施するため、港湾の中でも特に専門性を必要とする脱炭素化の知識を有する者を通訳として手配するよう委託するものである。 行程については、令和5年10月18日（水）午前に阪神国際港湾株式会社とともに現地企業を訪問し、陸電施設などのターミナル内の脱炭素化の取組みを視察し、運用等に関する意見交換を行い、午後は午前中の内容を踏まえて本市単独でロサンゼルス港湾局と意見交換を実施するものである。また、19日（木）においても、前日の内容を踏まえつつ、ロサンゼルス港湾局と船上からの現場視察を交えつつ意見交換等を実施するものである。 阪神国際港湾株式会社は、18日午前の行程において、同契約相手方に脱炭素化の知識を有する者を通訳として手配するよう上記契約の相手方に委託しているところであり、本市単独の行程である18日午後及び19日の意見交換等においては、18日午前の現地において船舶の停泊状況や陸電施設等の状況を確認し、対応した通訳者でなければ、意見交換の内容を適切に通訳することができず、限られた時間の中で発言の意図や背景を正確に伝え、必要な情報を聞き出すことが困難であり、本出張の目的を達成することができないこととなるため、全日程で同じ通訳者の確保が不可欠である。 なお、経済性の観点から契約の妥当性を確認するために、他の事業者から下見積りを取得したところ、上記契約相手方が安価であった。 以上の理由により、通訳業務委託の発注にあたり阪神国際港湾株式会社が委託している事業者が手配する通訳に本市も依頼する必要があるため、同契約相手方に随意契約を行うものである。	・事業者選定に問題はなかったものの、事務手続きの誤認により、契約の締結等が事後となった。 ・また、事後の契約日で事務処理すべきところ、実際に通訳を依頼した日（10月16日）を契約日として処理をした。	—	—	契約事務手続の改善が必要
カ	加賀屋緑地内施設耐震改修工事設計（建築・設備）業務委託	比較見積	2号	8,514,000	都市整備局	—	—	2023/8/29	本業務は、加賀屋緑地内の「大阪市指定文化財（建造物）（以下、「指定文化財」とする。）」である書院・鳳鳴亭・居宅（以下、「3施設」とする。）について、耐震改修工事の実施設計を行うものである。 指定文化財である3施設の改修（設計・監理）を受託する事業者については、令和5年2月20日に教育長より、文化庁の「重要文化財（建造物）耐震対策工事業取扱い要領」には、「耐震対策にあたっては、設計監理に文化庁の承認を得た者を使用しなければならない」と記されており、大阪市指定文化財建造物に対しても、文化庁の承認を得た主任技術者が在籍する団体から選定する必要があるとの勧告を受けた。上記の理由から本業務の実施にあたっては、上記団体から見積もりを徴し、最も安価な見積額を提示した者を選定して随意契約を締結するものである。	・市の指定文化財で、国の重要文化財の取り扱いに準じるよう教育委員会より勧告を受けており、8者のみに対応できる案件であり、履行できる事業者が特定される業務であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、大阪市随意契約ガイドラインのG3「測量、設計、設備・機器等の補修（修繕）・修理・保守管理、又は各種調査・分析等において、特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な事業者が特定される業務」に該当すると考え、入札ではなく、随意契約とした。また、履行できる事業者は特定されるものの、複数事業者が存在することから、競争性を確保するために比較見積を行ったもの。 ・技術者の人工数の参考とするため1者から下見積を徴取したうえで、改めて本市において積算を実施。 ・比較見積は8者に依頼し、内6者が辞退、2者から見積を徴取。 ・8者全て入札参加有資格者名簿情報に登録はなかったが、契約相手方については、物品契約事務処理要領に準じて資格を有する者であることを確認のうえ契約を締結した。	—	—	入札を含めた発注方法検討を要するもの